

保育所等のしおり

〔令和5年9月11日発行〕



令和6年4月1次入所申込受付期間（2月1次・3月1次含む）

12月以降の同時申込可

窓口・郵送 令和5年10月11日（水）～11月10日（金）まで（必着）

令和6年4月2次入所申込受付期間

窓口・郵送 令和5年11月13日（月）～令和6年2月9日（金）まで（必着）

例月（5月～1月、2月2次、3月2次）入所受付期間

窓口・郵送 前月の10日（土・日・祝日の場合は前開庁日）（必着）

茅ヶ崎市 こども育成部 保育課



◆保育所等の利用について

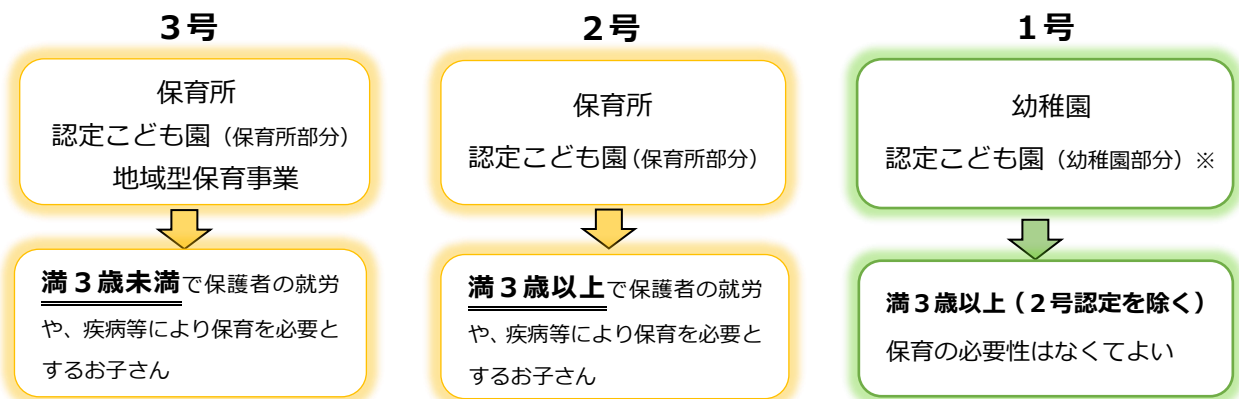
保育所等は、保護者が就労などにより「児童を自宅で保育できない場合」に保護者に代わって児童の保育を行う「児童福祉施設」です。保護者のいずれもが、「保育を必要とする事由」のいずれかに該当し、児童の保育をすることができないと認められた場合に限り、保育所等を利用できます。

平成 24 年 8 月に成立した「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連 3 法を『子ども・子育て支援新制度』といい、この制度に基づき、保育所等の利用にあたっては、「教育・保育給付認定」を受ける必要があります。

教育・保育給付認定について

◆施設を利用するための「教育・保育給付認定」

保育所等の利用にあたっては、「**保育の必要性**」の有無とお子さんの年齢によって 3 つの区分に認定されます。



※認定こども園の預かり保育等（施設等利用給付認定）に関する区分については、P.34 をご覧ください

◆保育の必要性

教育・保育給付認定を受けるには、保護者が**保育を必要とする事由**のいずれかに該当している必要があります。

	利用可能期間	就労している期間
(1) 就労 ※育児休業・求職活動を含む		就労形態に関わらず、月 6 4 時間以上の就労をしている場合。
	<ul style="list-style-type: none"> 求職活動中の方 …… 入所してから 6 0 日以内に就労を開始する場合。 育児休業中の方 …… 入所した翌月 1 0 日までに復職できる場合。 ※上記の条件を満たせない場合は、原則、「退園」となります。	
(2) 妊娠・出産	利用可能期間	出産予定日の 6 週間（多胎妊娠の場合は 1 4 週間）前の日を含む月の初日から、出産日の 8 週間後の翌日を含む月の末日まで
		産前産後期間のみ保育所等の利用を希望する方。 ※切迫早産等により産前期間より前に保育の必要性が生じた場合は診断書の提出が必要。
(3) 保護者の疾病・障がい	利用可能期間	療養を必要としなくなった月の末日まで
		保護者に疾病や、障がいがあり、保育困難な場合。 ※有効期限内の障害者手帳等や医師からの診断書の提出が必要。

(4) 介護・看護	利用可能期間	看護・介護等を必要としなくなった月の末日まで
	同居している親族の介護、看護が必要である場合。(別居の場合は、ご相談ください) 兄弟姉妹の小児慢性疾患・障がい等に伴う看護が必要である場合。 ※長期入院・入所している場合も含む	
(5) 災害復旧	利用可能期間	災害復旧が完了した日まで
	保護者が災害復旧にあたる場合。	
(6) 就学・職業訓練校等に通っている	利用可能期間	通学期間中
	学校教育法第1条に規定する学校、第124条に規定する専修学校、第134条第1項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学している場合。 職業能力開発促進法第15条の7第3項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校において行う同項に規定する指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第4条第2項に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けている場合。	
(7) 虐待・DVのおそれがある	利用可能期間	保育が必要と認められる期間
	虐待やDVで家庭保育ができない場合。	
(8) その他	上記に類する状態として市が認める場合。	

◆保育所等を利用できる時間

利用時間は保育を必要とする事由や保護者の状況に応じ「標準時間認定」と「短時間認定」に区分されます。

【標準時間認定】 月120時間以上の就労等をしている方

7:00

18:00~

通常保育時間 (最長 11 時間)		延長保育
※申請した保育の必要性に合わせて必要な時間の利用		
標準時間認定の保育料		延長保育料

※湘南やまゆり幼稚園・湘南やまゆり第二幼稚園・湘南マドカ幼稚園の通常保育時間は7:30~18:30までです。延長保育はありません。

【短時間認定】 月64時間以上、120時間未満の就労等をしている方

7:00

8:30

16:30~

延長保育	通常保育時間 (最長 8 時間)	延長保育
	※申請した保育の必要性に合わせて必要な時間の利用	
延長保育料	短時間認定の保育料	延長保育料

- ・保護者の就労状況等を認定基準に照らし合わせて市が決定するため希望と異なる場合があります。
- ・月120時間未満の就労の場合でも、送迎時間等により標準時間認定となる場合があります。
- ・原則、認定された時間内の「保育が必要な時間」に利用していただきます。それ以外の時間での利用はお控えいただき、保育所等の適正利用にご協力ください。
- ・家庭的保育事業については、8:30~17:00のうち8時間(短時間認定)となります。

◆延長保育

認定された時間を超えて保育が必要な場合に利用することができます。利用した場合は、保育料とは別に延長保育料と間食(おやつ)代、夕食代等をご負担いただく場合があります。延長保育の時間や料金は施設によって異なりますので、事前に各施設にご確認ください。

保育所等の種類

保育所とは…厚生労働省が定めた基準を満たし、各都道府県から認可されている保育施設です。

自治体からの給付・保育給付認定が必要で、入所できるかは自治体の選考・基準で決まります。

保育所

保育が必要なお子さんの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とした施設です。対象年齢は0歳～5歳で、定員は20名以上です。

地域型保育事業

厚生労働省が定めた基準を満たし、市町村から認可されている施設です。少人数を対象に、きめ細やかな保育を行います。市内には「小規模保育事業」、「事業所内保育事業（地域枠）」、「家庭的保育事業」があります。原則として2歳児クラスまでの利用になりますが、3歳児クラス以降も保育を希望する場合、一部の施設に「連携園（※）」が設定されています。

小規模保育事業

少人数（6～19名）を対象に、きめ細やかな保育を実施する施設です。一部の施設には、連携園が設定されています。

事業所内保育事業 （地域枠）

会社の保育施設等で3歳未満の従業員の子ども（従業員枠）と地域で保育を必要とする子ども（地域枠）を対象に、保育を行う施設です。地域枠に入所している児童は3歳児クラス以降も保育を希望する場合一部施設に「連携園」が設定されています。

家庭的保育事業

一定の基準を満たした家庭的保育者が、自宅などで少人数（3～5名）を対象に家庭的な雰囲気のもとで保育を行う施設です。生後6週間から入所が可能で、「連携園」が設定されています。見学必須です。

認定こども園（保育所部分：2号・3号）

幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持った地域の子育て支援を行う施設で、対象年齢は0歳～5歳です。幼稚園部分に入園する場合（1号認定）と、保育所部分に入所する場合（2・3号認定）で申込み方法が異なります。幼稚園として利用希望の場合は、各施設に直接お申込みください。保育園として利用希望の場合は、保育課へお申込みください。

市内の認定こども園は、幼稚園型・保育所型・幼保連携型・地方裁量型の4つの類型に分かれています。

幼稚園型認定こども園…幼稚園としての認可を有し、保育所機能を備える

保育所型認定こども園…保育所としての認可を有し、幼稚園機能を備える

幼保連携型認定こども園…幼保連携型認定こども園としての認可を有する

地方裁量型認定こども園…保育所・幼稚園いずれの認可も有さず、保育所と幼稚園の機能を備える

※連携園

「地域型保育事業」の一部施設に設定されている保育所・認定こども園（保育所部分）を指します。地域型保育事業は 2 歳児クラスまでの施設のため、3 歳児クラス以降の預け先である連携園の設定を進めています（ただし、事業所内保育事業は地域枠に限ります。）。連携園が設定されている場合、3 歳児クラス以降は連携園に入所できます。

◇地域型保育事業 2 歳児クラスの 10 月～翌 3 月までの入所について

連携園が設定されている地域型保育事業は、当該年度の卒園児のうち連携園に入所する児童数を 9 月に確定させています。そのため、10 月 1 日以降に連携園の設定されている地域型保育事業に入所した場合、原則、年度末までの利用となります（3 歳児以降も保育を希望する場合、改めて認可保育所等への申込みが必要です）。ただし、地域型保育事業から連携園に入所する児童に余裕のある場合に限り、地域型保育事業を卒園後も連携園に入所が可能です。

◆連携園が複数設定されている施設については、希望の連携施設を選択できます。希望が重なった場合は、点数等により入園調整を行います。

◆連携園の設定がない地域型保育事業の 3 歳児以降の入所希望について

連携先の設定がない地域型保育事業の 2 歳児クラスの児童が、翌年 4 月以降も保育所等の入所を希望する場合は、8 月に実施する意向調査にて入所したい園を複数希望していただきます。いただいた希望を基に、4 月 1 次の入所選考の前に調整を行い、優先的に入所決定をします。

認可外保育施設とは…厚生労働省が定める基準は満たしていないが、各都道府県が定める基準に基づいて

知事への届け出を行っている施設です。

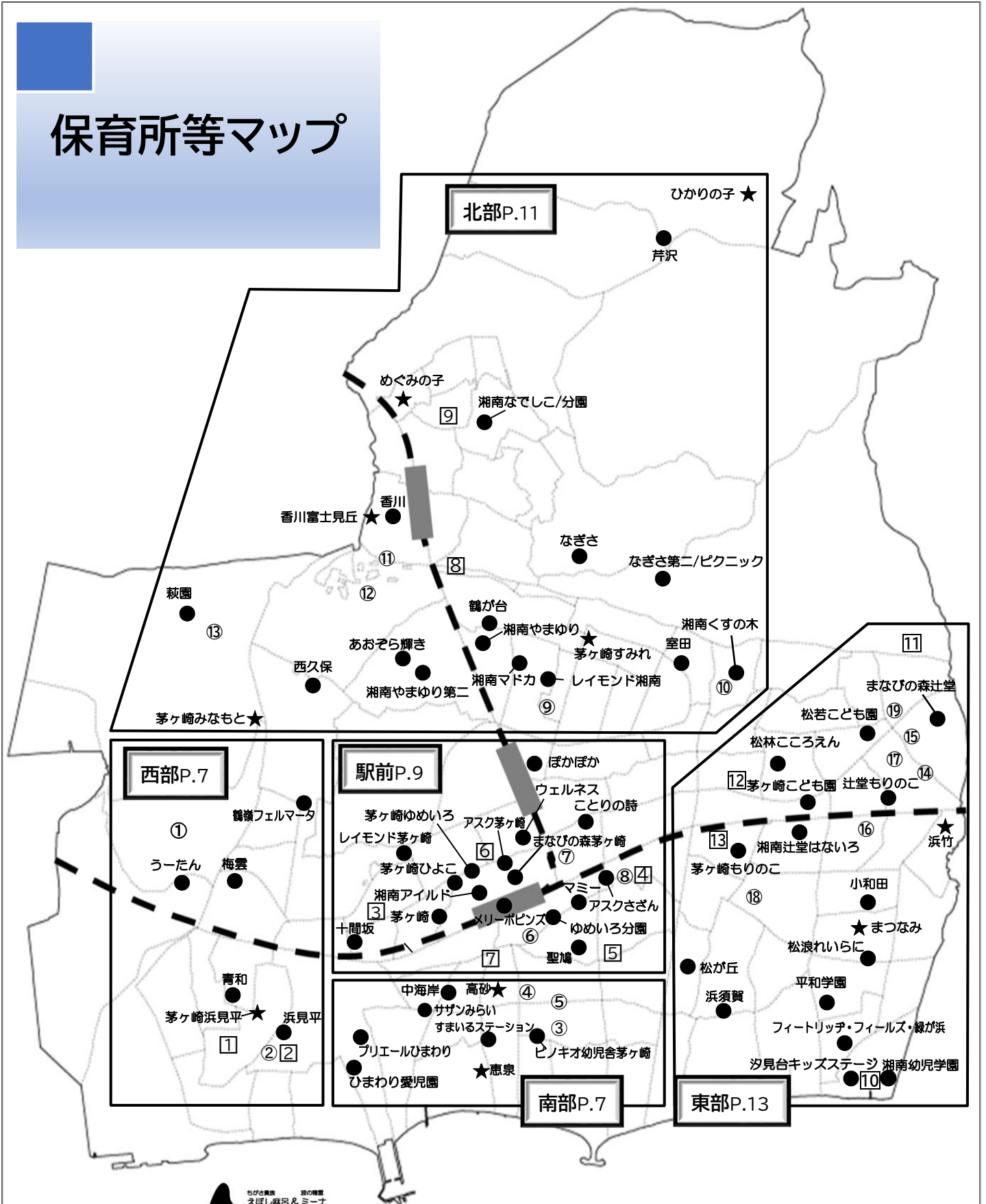
認可外保育施設

保護者の多様化するニーズにこたえたり、特色ある保育を提供している施設もあります。ご利用を希望する方は、各施設に直接お申込みください。申込方法、空き状況、利用料金等についても、各施設にお問い合わせください。

企業主導型保育事業

企業が自社の従業員のために事業所や周辺に設置した保育所です。自社従業員のお子さんだけでなく、地域住民のお子さんを受け入れています。ご利用を希望する方は、各施設に直接申込みます。申込方法、空き状況、利用料金等についても、各施設にお問い合わせください。

保育所等マップ



- …保育所、認定こども園
- …地域型保育事業（小規模・事業所内・家庭的）
- …認可外保育施設（企業主導型含む）
- ★…幼稚園 ※詳細は P.15 へ

詳細MAP【駅前エリア、南部エリア、東部エリア】



○地域型保育事業

西部	① とまとさんの保育室
	② マザーグースBRANCH茅ヶ崎2保育園
南部	③ かもめ保育園
	④ ゆうゆう保育園
	⑤ よちよち保育室
駅前	⑥ さくら保育ルーム
	⑦ MIRATZ湘南茅ヶ崎保育園
	⑧ わかまつキッズROOM
北部	⑨ おひさまキッズアカデミー
	⑩ 湘南くすの木 けん
	⑪ ふれ～ず保育室
	⑫ BabyルームCoppice
	⑬ ぽとふ茅ヶ崎
東部	⑭ サクラフェリーチェ保育園・辻堂
	⑮ 茅ヶ崎みらい保育園
	⑯ ピノキオ幼児舎辻堂園
	⑰ 本宿みらい保育園
	⑱ マザーグース保育ルーム
	⑲ MIRATZ湘南辻堂保育園

□認可外保育施設 ※企業→企業主導型保育事業

西部	1	ベストキッズ茅ヶ崎保育園(企業)
	2	マザーグースBaby&Kids(企業)
駅前	3	おひさま保育舎
	4	KO☆DAKARAIほいくえん(企業)
	5	虹の丘(幼稚園類似施設)
	6	ふれあい茅ヶ崎保育園(企業)
	7	Little Starfish International School
北部	8	たんぽぽルーム(一時預かりのみ)
	9	ちがさき・もあな保育園(企業)
東部	10	S.Y.G Kram-Skolan(企業)
	11	企業主導型保育園まるめろっじ(企業)
	12	Thank you(企業主導型)
	13	ひばりほいく

場所の詳細については、

『ここd eサーチ』で検索



西部

	種別	公立/ 私立	施設名	定員(名)	所在地	電話番号
う	●保育所	私立	うーたん保育園	72	今宿473-1	84-4010
せ	●保育所	私立	青和保育園	90	松尾8-23	82-1777
つ	●保育所	私立	鶴嶺フェルマータ保育園	59	浜之郷436-1	84-9564
と	①家庭的	私立	とまとさんの保育室	3	今宿623-21	090-8111-6009
は	●保育所	公立	浜見平保育園	120	浜見平11-1	83-1011
	●保育所	私立	梅雲保育園	90	下町屋2-14-15	85-5560
ま	②小規模	私立	マザーグース BRANCH茅ヶ崎2 保育園	19	浜見平3-1 BRANCH茅ヶ崎2 2階	81-4457

※認可外保育施設は施設へ直接お申込みください。

①認可外	—	ベストキッズ茅ヶ崎保育園 (企業主導型)	19 ※地域枠9	柳島1-9-15 柳島店舗	84-9731
②認可外	—	マザーグースBaby&Kids (企業主導型)	12 ※地域枠6	浜見平3-1 BRANCH茅ヶ崎2 2階	81-4411

南部

	種別	公立/ 私立	施設名	定員(名)	所在地	電話番号
か	③事業所内	私立	かもめ保育園	12 (地域枠)	東海岸南2-6-14 長尾ビル1F	81-5410
さ	●保育所	私立	サザンみらい保育園 ※令和6年4月より認可保育所(5歳 クラスまで)に移行します。	19 ※令和6年4月 以降:43	共恵2-3-17	84-7711
す	●保育所	私立	すまいるステーション保育園	51	東海岸南1-4-6	84-9646
な	●保育所	公立	中海岸保育園 (公設民営)	120	中海岸1-2-42	59-1530 55-9527 (一時預かり専用)
ひ	●保育所	私立	ひまわり愛児園	90	南湖4-13-30	82-4441
	●保育所	私立	ひまわり愛児園分園 プリエールひまわり ※3歳児クラス以降は、 ひまわり愛児園に通園	20	南湖4-4-5 ルードシスメゾン1F	
	●保育所	私立	ピノキオ幼児舎茅ヶ崎保育園	58	東海岸南2-6-9 茅ヶ崎共生ビル2階	57-6151
ゆ	④小規模	私立	ゆうゆう保育園	19	東海岸北2-1-42 ザンシクマンション1階	38-6360
よ	⑤家庭的	私立	よちよち保育室	5	東海岸北2-11-45 鈴木ハイツ101	85-4822



お布団やシーツ、おむつは用意しなきゃいけないの？
施設に確認してみよう！

開所時間 (延長保育含む)	受入月齢	駐車場	連携園	一時預かり 実施曜日	一時預かり 実施時間	一時預かり 対象年齢
7時～19時	6か月～	あり	—	月～金	9時～17時	6か月～
7時～19時	6か月～	あり	—	—	—	—
7時～19時	57日目～	あり	—	月～金 ※土曜日は要相談	9時～17時 ※9時前、17時以降 は要相談	57日目～
7時半～18時	生後6週～ 2歳児クラス	あり	浜見平保育園	月～土	8時～18時	生後6週～ 就学前
7時～19時	57日目～	ハマミーナ・ BRANCH茅ヶ崎2	—	月～金	9時～17時	6か月～
7時～19時	6か月～	あり	—	—	—	—
7時～20時	57日目～ 2歳児クラス	施設内駐車場 利用可	浜見平保育園	—	—	—

8時～19時	85日目～ 3歳児クラス	—	—	—	—	—
7時～20時	6か月～	—	—	月～土	7時～20時	6か月～

開所時間 (延長保育含む)	受入月齢	駐車場	連携園	一時預かり 実施曜日	一時預かり 実施時間	一時預かり 対象年齢
7時～19時	6か月～ 2歳児クラス	あり	ピノキオ幼児舎 茅ヶ崎保育園	—	—	—
7時～19時	57日目～ 2歳児クラス ※令和6年4月以降： 57日目～ 5歳児クラス	あり	設定なし	—	—	—
7時～19時半	57日目～	あり	—	月～土	8時～19時半	6か月～
7時～20時	57日目～	あり	—	月～金	9時～17時	6か月～
7時～19時	6か月～	あり	—	—	—	—
7時～19時	6か月～ 2歳児クラス	あり	—	—	—	—
7時～20時	6か月～	なし	—	月～土	7時～18時	6か月～
7時～19時	3か月～ 2歳児クラス	あり	茅ヶ崎ゆめいろ 保育園南口分園	月～土	7時～18時	3か月～2歳児クラス
8時～18時	生後6週～ 2歳児クラス	あり	浜須賀保育園	月～金	9時半～16時半	6か月～就学前

情報は掲載時点から更新されている場合がありますので、最新の情報は各施設へご確認ください。

駅前

	種別	公立/ 私立	施設名	定員(名)	所在地	電話番号
あ	●保育所	私立	アスク茅ヶ崎保育園	90	元町7-42	59-4550
	●保育所	私立	アスク茅ヶ崎さざん保育園	90	若松町2-20Weave1F	84-5055
う	●保育所	私立	ウェルネス保育園茅ヶ崎	77	茅ヶ崎2-7-71 イオンスタイル湘南茅ヶ崎内	58-5260
こ	●保育所	私立	ことりの詩保育園	90	本村4-19-26	38-6820
さ	⑥小規模	私立	さくら保育ルーム	10 ※令和6年4 月以降：16	幸町4-35 ※令和6年4月移転予定 移転先：幸町20-12	91-1009
し	●保育所	私立	十間坂保育園	120	十間坂2-2-13	87-1256
	●保育所	私立	湘南アイルド茅ヶ崎保育園	80	新栄町10-4	84-2311
ち	●保育所	私立	茅ヶ崎保育園	90	新栄町3-32	82-3030
	●保育所	私立	茅ヶ崎ひよこ保育園	49	新栄町13-45陽北ビル	84-9761
	●保育所	私立	茅ヶ崎ゆめいろ保育園	53	新栄町12-12 1F	82-1119
	●保育所	私立	茅ヶ崎ゆめいろ保育園南口分園	36	幸町5-8茅ヶ崎 メディカルセンター1F	81-4153
ほ	●保育所	私立	ぼかぼか保育園	30	茅ヶ崎234-1 2F	55-2032
ま	●保育所	私立	まなびの森保育園茅ヶ崎	88	元町9-19	38-5816
	●保育所	私立	マミー保育園茅ヶ崎	36	幸町9-11	82-3517
み	●認定 こども園	私立	聖鳩（みはと）幼稚園	12	東海岸北3-10-4	82-2573
	⑦小規模	私立	M I R A T Z 湘南茅ヶ崎保育園	19	本村1-2-14-3F 医療ビル湘南	53-9732
め	●保育所	私立	メリー★ポピンズ ラスカ茅ヶ崎ルーム	60	元町1-1ラスカ茅ヶ崎6F	53-7690
れ	●保育所	私立	レイモンド茅ヶ崎保育園	40	矢畑782-3ライクス茅ヶ崎 ザ・アイリス I 街区 1F	59-5006
わ	⑧小規模	私立	わかまつキッズROOM	12	若松町19-19 ライブアット茅ヶ崎1C	38-4228

※認可外保育施設は施設へ直接お申込みください。

③認可外	-	おひさま保育舎	22	十間坂3-10-36	26-3751
④認可外	-	KO☆DAKARA(ほいくえん (企業主導型)	12 ※地域枠6	若松町19-19 ライブアット茅ヶ崎201・202	59-1222
⑤認可外	-	虹の丘 (幼稚園類似施設)	25	東海岸北4-5-14	58-3883
⑥認可外	-	ふれあい茅ヶ崎保育園 (企業主導型)	15 ※地域枠2	茅ヶ崎2-1-38 ソシエ式番館205	88-0866
⑦認可外	-	Little Starfish International School	64	東海岸北1-2-4 高砂ヴィレッジ108	62-3236

開所時間 (延長保育含む)	受入月齢	駐車場	連携園	一時預かり 実施曜日	一時預かり 実施時間	一時預かり 対象年齢
7時～20時 土曜は18時	57日目～	なし	-	-	-	-
7時～20時 土曜は18時	57日目～	あり	-	-	-	-
7時～20時	57日目～	あり ※専用でない ため要問合	-	-	-	-
7時～20時	57日目～	なし ※車送迎禁止	-	月～金	9時～17時	6か月～
7時～19時	3か月～ 2歳児クラス	あり	アスク茅ヶ崎さざん 保育園(2名) 聖鳩幼稚園(5名) (保育所部分) ※令和6年3月31日までに在籍 の方は優先的に聖鳩幼稚園に入 所できます。	月～金 ※土曜要相談	8時～17時	3か月～2歳児クラス
7時～19時	6か月～	あり ※路上待機禁止	-	-	-	-
7時～19時	6か月～	なし	-	-	-	-
7時～19時	6か月～	なし	-	-	-	-
7時～19時半	57日目～	なし	-	月～土	7時～19時半	6か月～
7時～19時	6か月～	なし	-	-	-	-
7時～19時 (土曜は本園)	1歳児クラス～	あり	-	-	-	-
7時～19時半	1歳児クラス～	あり	-	-	-	-
7時～20時	6か月～	なし	-	-	-	-
7時～20時	1歳児クラス～	なし	-	土	7時～19時	1歳児クラス～
7時～19時	3歳児クラス～	あり	-	-	-	-
7時～20時	57日目～ 2歳児クラス	あり ※専用でないため 要問合	湘南アイルド 茅ヶ崎保育園	月～金	8時半～16時半	57日目～ 2歳児クラス
7時～20時	6か月～	なし	-	月～土	7時～20時	6か月～
7時～19時	6か月～	あり	-	-	-	-
7時～19時	1歳児クラス～ 2歳児クラス	あり	浜須賀保育園	月～土	8時～18時	1歳児クラス～ 2歳児クラス

8時～18時 ※8時前、18時以降は要相談 (土曜日休園)	8か月～	-	-	月～金	8時～18時 ※8時前、18時以降 は要相談	8か月～
7時～19時	6か月～	-	-	月～土	7時～19時	6か月～2歳クラス
9時～13時50分 (土曜日休園)	3歳児クラス～	-	-	-	-	-
7時半～18時半	6か月～	-	-	月～土	7時半～18時半	6か月～
9時～15時 (土曜9時半～12時)	満2歳～	-	-	-	-	-

情報は掲載時点から更新されている場合がありますので、最新の情報は各施設へご確認ください。

北部

	種別	公立/ 私立	施設名	定員(名)	所在地	電話番号
あ	●保育所	私立	あおぞら輝き保育園	37	円蔵2108-4	73-8076
お	⑨事業所内	私立	おひさまキッズアカデミー	16 (地域枠)	高田5-4-36	55-2533
か	●保育所	公立	香川保育園	90	香川4-46-1	57-6002
し	●保育所	私立	湘南くすの木保育園	96	松林3-4-5	50-1125
	⑩事業所内	私立	湘南くすの木 けん	9 (地域枠)	松林3-4-6	55-8808
	●保育所	私立	湘南なでしこ保育園	54	みずき4-24-17	52-7405
	●保育所	私立	湘南なでしこ保育園分園 ※3歳児クラス以降は、 湘南なでしこ保育園に通園	42	香川7-7-1 ※湘南なでしこ保育園 向かい	39-6006
	●認定 こども園	私立	湘南マドカ幼稚園	20	円蔵1-20-15	54-2363
	●認定 こども園	私立	湘南やまゆり幼稚園	10	円蔵2-14-12	51-4297
	●認定 こども園	私立	湘南やまゆり第二幼稚園	20	円蔵2350	85-2146
せ	●保育所	私立	芹沢保育園	60	芹沢1056	51-3669
つ	●保育所	公立	鶴が台保育園	90	鶴が台10-8	51-0782
な	●保育所	私立	なぎさ保育園	100	甘沼898	52-0008
	●保育所	私立	なぎさ第二保育園	90	甘沼244-3	52-7009 33-5625 (一時預かり専用)
	●保育所	私立	渚ピクニック(なぎさ第二保育園分園) ※3歳児クラス以降は、 なぎさ第二保育園に通園	21	甘沼252-1	52-7009 (なぎさ第二保育園)
に	●保育所	私立	西久保保育園	120	西久保596-7	87-0311
は	●保育所	私立	萩園愛児園	90	萩園3800	86-5894
ふ	⑪家庭的	私立	ふれ〜ず保育室	5	香川4-20-1サライバ 湘南1-A	080-7942-1075
へ	⑫家庭的	私立	BabyルームCoppice ※令和6年3月末閉所	5	西久保727-1	090-3547-7514
ほ	⑬小規模	私立	ほとふ茅ヶ崎	19	萩園1230東総ビル2F-A	84-0606
む	●保育所	公立	室田保育園	60	室田1-3-13	53-1225
れ	●保育所	私立	レイモンド湘南保育園	60	円蔵1-19-50	50-0421

※認可外保育施設は施設へ直接お申込みください。

⑧認可外	-	たんぼぼルーム ※一時預かりのみ	5	香川3-4-5	090-6569-8530
⑨認可外	-	ちがさき・もあな保育園 (企業主導型)	24 ※地域枠12	香川7-12-1	33-4668



土曜日も預けられるのかな？時間は何時まで
やっているのかな？施設に確認してみよう！

開所時間 (延長保育含む)	受入月齢	駐車場	連携園	一時預かり 実施曜日	一時預かり 実施時間	一時預かり 対象年齢
7時～19時	6か月～	あり	－	月～土	8時半～17時半	2歳児クラス～
7時～19時	1歳児クラス～ 2歳児クラス	施設内駐車場 利用可	設定なし	月～金	8時半～18時	1歳児クラス～ 2歳児クラス
7時～19時	6か月～	あり	－	－	－	－
7時～19時	6か月～	あり	－	－	－	－
7時～19時	6か月～ 2歳児クラス	あり	湘南くすの木 保育園	－	－	－
7時～19時	3歳児クラス～	あり	－	－	－	－
7時～19時	6か月～ 2歳児クラス	あり	－	－	－	－
7時半～18時半	3歳児クラス～	あり	－	－	－	－
7時半～18時半	3歳児クラス～	あり	－	－	－	－
7時半～18時半	3歳児クラス～	あり	－	－	－	－
7時～19時	6か月～	なし	－	－	－	－
7時～19時	6か月～	なし	－	－	－	－
7時～19時	6か月～	あり	－	月～金	9時～17時	6か月～
7時～19時	6か月～	あり	－	月～金	8時半～17時	6か月～2歳児クラス
7時～19時	6か月～ 2歳児クラス	あり	－	－	－	－
7時～19時	6か月～	あり	－	－	－	－
7時～19時	6か月～	あり	－	月～金	9時～17時	6か月～
8時～18時	生後6週～ 2歳児クラス	あり	香川保育園	－	－	－
8時～18時	生後6週～ 2歳児クラス	なし	香川保育園 ※令和5年度に0・1歳 児クラスに入所の方は連 携園を利用できません	－	－	－
7時～19時	57日目～ 2歳児クラス	あり	設定なし	月～金	8時～17時	6か月～2歳児クラス
7時～19時	6か月～	あり	－	－	－	－
7時～19時	6か月～	あり	－	－	－	－

－	生後6週～	－	－	月～金	9時～17時	生後6週～
7時半～19時半 (日曜日開園)	6か月～	－	－	月～日	7時半～19時半	6か月～

情報は掲載時点から更新されている場合がありますので、最新の情報は各施設へご確認ください。

東部

	種別	公立/ 私立	施設名	定員(名)	所在地	電話番号
こ	●保育所	公立	小和田保育園	90	松浪1-8-4	82-8571
さ	⑭小規模	私立	サクラフェリーチェ保育園・辻堂	19	本宿町6-15	52-5011
し	●保育所	私立	汐見台キッズステージ	72	汐見台3-11	83-0700
	●保育所	私立	湘南辻堂はないろ保育園	58	出口町10-3	55-5890
	●認定 こども園	私立	湘南幼児学園	12	汐見台3-15	83-2079
	●認定 こども園	私立	松林こころえん	120	小和田1-5-36	52-5560
ち	●保育所	私立	茅ヶ崎こども園	60	小和田1-16-52	51-7727
	●認定 こども園	私立	茅ヶ崎松若こども園	130	小和田2-12-47	33-5188
	⑮小規模	私立	茅ヶ崎みらい保育園	19	赤松町1-37 ニューホライズン湘南1階	26-2201
	●保育所	私立	茅ヶ崎もりのご保育園	90	ひばりが丘4-30	87-3325
つ	●保育所	私立	辻堂もりのご保育園	59	本宿町10-26	38-8350
は	●保育所	公立	浜須賀保育園	150	松が丘2-8-60	87-2034
ひ	⑯小規模	私立	ピノキオ幼児舎辻堂園	12	浜竹1-14-1 アドヴァンスフジ102	83-8355
ふ	●保育所	私立	フィートリッチ・ フィールズ・緑が浜	130	緑が浜7-52	86-0147
	●認定 こども園	私立	平和学園幼稚園	65	富士見町5-2	87-1661
へ	金額について、必ず施設にご確認ください。※制服はありません。					
ほ	⑰小規模	私立	本宿みらい保育園	19	本宿町4-22	53-7088
ま	⑱小規模	私立	マザーグース保育ルーム	12	美住町2-10	59-1157
	●保育所	私立	松が丘保育園	120	松が丘1-1-72	86-5895
	●保育所	私立	松浪れいらに保育園	100	松浪2-3-28	81-5817
	●保育所	私立	まなびの森保育園辻堂	120	赤松町5-33	38-4512
み	⑲小規模	私立	M I R A T Z 湘南辻堂保育園	19	菱沼3-1-26 1F SHONAN AOYAGI BLD.	39-6973

※認可外保育施設は施設へ直接お申込みください。

⑩認可外	—	S.Y.G Kram-Skolan (企業主導型)	59 ※地域枠 29名	汐見台3-15	50-0089
⑪認可外	—	企業主導型保育園まるめろっじ (企業主導型)	18 ※地域枠9	赤羽根2703-4	53-0025
⑫認可外	—	Thank you (企業主導型)	29 ※地域枠14	松林1-16-33	38-9036
⑬認可外	—	ひばりほいく	5	ひばりが丘3-33	83-9619

開所時間 (延長保育含む)	受入月齢	駐車場	連携園	一時預かり 実施曜日	一時預かり 実施時間	一時預かり 対象年齢
7時～19時	6か月～	なし	—	—	—	—
7時～19時	57日目～ 2歳児クラス	なし	まなびの森保育園辻堂 辻堂もりのご保育園 茅ヶ崎こども園 茅ヶ崎もりのご保育園 ※定員は各園合わせて8名。人 数の振り分けについては年度に よって異なります。	月～金	9時～16時	1歳児クラス～ 2歳児クラス
7時～19時	6か月～	あり	—	—	—	—
7時～19時半	57日目～	あり	—	—	—	—
7時～19時	3歳児クラス～	—	—	—	—	—
7時～19時	6か月～	あり	—	月～金	9時～16時	6か月～
7時～19時	6か月～	あり	—	—	—	—
7時～19時	6か月～	なし ※車送迎禁止	—	—	—	—
7時～19時	57日目～ 2歳児クラス	あり	松若こども園 (保育所部分)	月～金	8時半～18時	1歳児クラス～ 2歳児クラス
7時～20時	57日目～	あり	—	—	—	—
7時～20時	6か月～	なし ※車送迎禁止	—	—	—	—
7時～19時	6か月～	あり	—	—	—	—
7時～19時	1歳児クラス～ 2歳児クラス	なし	松若こども園 (保育所部分)	月～土	7時～19時	1歳児クラス～ 2歳児クラス
7時～19時	6か月～	あり	—	月～金	8時半～16時	6か月～
7時～19時	1歳児クラス～	あり	—	—	—	—
7時～19時	57日目～ 2歳児クラス	あり	松若こども園 (保育所部分)	—	—	—
7時～20時	57日目～ 2歳児クラス	あり	平和学園幼稚園 (保育所部分)	月～土	7時～20時	57日目～ 2歳児クラス
7時～19時	6か月～	なし	—	—	—	—
7時～20時	57日目～	なし ※車送迎禁止	—	月～金	9時半～16時	6か月～
7時～20時	6か月～	あり	—	—	—	—
7時～19時	57日目～ 2歳児クラス	なし	松若こども園 (保育所部分)	月～金	8時～18時	2歳児クラス

7時～20時	1歳児クラス～	—	—	月～土	7時～20時	1歳児クラス～
7時～19時	2か月～	—	—	月～土	8時半～17時半	1歳～
7時～19時	満1歳～ (満1歳になっていな い場合は応相談)	—	—	月～土	9時～17時	満1歳～ (満1歳になってい ない場合は応相談)
7時半～18時	2か月～	—	—	月～土	8時半～18時	2か月～

情報は掲載時点から更新されている場合がありますので、最新の情報は各施設へご確認ください。

幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）

- 私立幼稚園
- ☆認定こども園
- 幼稚園類似施設



○幼稚園とは…

3歳児クラスまたは満3歳クラスから小学校就学までの幼児を教育する教育施設です。

就労等の状況（保育を必要とする事由）に関わらず、利用が可能です。

☆認定こども園とは…

幼稚園と保育所の機能や特徴を合わせた施設です。

保育所部分で入所された方と幼稚園部分で入所された方がいます。

※幼稚園（一部を除く）と認定こども園では保育・教育時間以外に「預かり保育」を実施しています。時間や料金等については各施設にお問い合わせください。保育を必要とする事由がある場合、無償化の対象となります。

□幼稚園類似施設とは…

認可外保育施設と同一施設であり、幼稚園教育要領に基づいた保育を行っている施設で、就労等の状況（保育を必要とする事由）に関わらず、利用が可能です。



○私立幼稚園

幼稚園についての詳細はこちら▶



園名・所在地・TEL	クラス編成	保育・教育時間	預かり保育	給食	お弁当	園バス	制服
香川富士見丘幼稚園 (香川4-50-27) TEL: 86-6340	年少(3歳児): 2クラス 約40名 年中(4歳児): 2クラス 約60名 年長(5歳児): 2クラス 約60名	9時00分~14時20分(月~金)	平日(朝): 8時00分から 平日(夕): 17時00分まで 長期休暇中: 9時00分~17時00分 備考: 夏休み期間中は幼稚園の定めた日のみ	月・木	火・水・金	○	○
恵泉幼稚園 (中海岸3-1-19) TEL: 82-3023	年少(3歳児): 4クラス 約110名 年中(4歳児): 4クラス 約120名 年長(5歳児): 4クラス 約120名	年少: 9時00分~13時30分(月・火・木・金) 9時00分~11時30分(水) 年中: 9時00分~13時45分(月・火・木・金) 9時00分~11時45分(水) 年長: 9時00分~14時00分(月・火・木・金) 9時00分~12時00分(水)	平日(夕): 18時00分まで 長期休暇中: 9時00分~18時00分	× 牛乳のみ 提供	月・火・木・金	○	× 制帽あり
高砂幼稚園 (東海岸北1-3-31) TEL: 86-8880	年少(3歳児): 2クラス 約60名 年中(4歳児): 2クラス 約60名 年長(5歳児): 2クラス 約60名	9時00分~14時00分(月~金)	×	×	月~金	○	○
茅ヶ崎すみれ幼稚園 (高田2-2-3) TEL: 51-9000	満3歳児クラス: 1クラス 約20名 年少(3歳児): 4クラス 約80名 年中(4歳児): 3クラス 約90名 年長(5歳児): 3クラス 約100名	8時30分~14時00分(月~金)	平日(朝): 7時30分から 平日(夕): 18時00分まで 長期休暇中: 7時30分~18時00分	月・水・木	火・金	○	○
茅ヶ崎浜見平幼稚園 (松尾6-11) TEL: 82-8518	年少(3歳児): 3クラス 約60名 年中(4歳児): 3クラス 約96名 年長(5歳児): 2クラス 約64名	9時00分~14時00分(月~金)	平日(夕): 17時00分まで 長期休暇中: 9時00分~17時00分	月・火	水・木・金	○	○
茅ヶ崎みなもと幼稚園 (萩園2217) TEL: 86-5899	満3歳児クラス: 1クラス 約15名 年少(3歳児): 2クラス 約30名 年中(4歳児): 1クラス 約30名 年長(5歳児): 1クラス 約30名	9時30分~14時00分(通常平日) 9時30分~11時00分(保育参観日・誕生会の日・夏期保育日・その他園行事等)	平日(朝): 7時00分から 平日(夕): 18時00分まで 長期休暇中: (7時00分希望者のみ) 8時00分~18時00分	月・火・水	木・金	○	○
浜竹幼稚園 (浜竹3-4-53) TEL: 82-0464	年少(3歳児): 2クラス 約46名 年中(4歳児): 2クラス 約52名 年長(5歳児): 2クラス 約66名	8時30分~14時00分(月・火・木・金) 8時30分~11時00分(水) 年中組・年少組は、新入時・進級時に分割登園の時期あり	平日(夕): 17時00分まで 長期休暇中: 9時00分~11時30分 備考: 夏休み期間中は幼稚園の定めた日のみ(およそ10日間)	火・木 希望者のみ	月・火・木・金	○	×
ひかりの子幼稚園 (芹沢913) TEL: 51-0103	年少(3歳児): 2クラス 約50名 年中(4歳児): 2クラス 約60名 年長(5歳児): 2クラス 約60名	9時00分~14時00分(月・火・木・金) 9時00分~11時30分(水)	平日(夕): 17時00分まで 長期休暇中: 8時30分~17時00分	年7回程度	月・火・木・金	○	×
まつなみ幼稚園 (松浪1-3-32) TEL: 83-3510	年少(3歳児): 1クラス 約20名 年中(4歳児): 1クラス 約25名 年長(5歳児): 1クラス 約30名	9時00分~14時30分(月・火・木・金) 9時00分~11時30分(水)	平日(夕): 17時00分まで 長期休暇中: 9時00分~14時30分 備考: 土日・お盆時期・年末年始・春休みの一部を除く	月・木 希望者のみ	月・火・木・金	×	○ 園服・ 制帽のみ
めぐみの子幼稚園 (下寺尾406-1) TEL: 52-7020	年少(3歳児): 1クラス 約24名 年中(4歳児): 1クラス 約30名 年長(5歳児): 1クラス 約30名	9時00分~14時00分(月・火・木・金) 9時00分~11時30分(水)	平日(朝): 8時30分から 平日(夕): 17時30分まで 長期休暇中: 8時30分~17時30分	金	月・火・木	×	×

掲載情報は令和5年7月の情報です。変更される場合がありますので、令和6年4月以降の情報は直接施設へお問い合わせください。また、入園を希望する方は直接施設にお申込みください。

☆認定こども園

園名・所在地・TEL	クラス編成	保育・教育時間	預かり保育	給食	お弁当	園バス	制服
平和学園幼稚園 (富士見町5-2) TEL: 87-1661	クラス編成 年少(3歳児): 3クラス 約70名 年中(4歳児): 3クラス 約80名 年長(5歳児): 3クラス 約80名 定員250名 1号認定児: 185名 2号認定児: 45名 3号認定児: 20名	9時30分~14時00分 (月・火・木・金) 9時30分~11時30分 (水)	平日(朝): 7時30分から 平日(夕): 18時00分まで 長期休暇中: 9時00分~18時00分	2号認定児のみ実施 1号認定児も一部実施	月・火・木・金	○	×
湘南やまゆり幼稚園 (円蔵2-14-12) TEL: 51-4297	クラス編成 満3歳児クラス: 1クラス 20名 年少(3歳児): 2クラス 39名 年中(4歳児): 2クラス 45名 年長(5歳児): 2クラス 38名 定員150人 1号認定児: 140名 2号認定児: 10名	9時30分~14時30分 (月~金)	平日(夕): 18時30分まで 長期休暇中: 8時30分~18時30分 備考: 17時30分以降の預かりは両親共に就労証明書の提出が必要。 長期休暇中はお盆・年末年始・春休み等預かり出来ない期間有。	月~金	×	×	○
湘南やまゆり第二幼稚園 (円蔵2350) TEL: 85-2146	クラス編成 満3歳児クラス: 1クラス 約30名 年少(3歳児): 5クラス 約115名 年中(4歳児): 5クラス 約135名 年長(5歳児): 4クラス 約140名 定員410名 1号認定児: 390名 2号認定児: 20名	9時30分~13時30分 (月~金)	平日(朝): 7時30分から 平日(夕): 18時30分まで 長期休暇中: 7時30分~18時30分 備考: 7時30分から8時30分まで・17時30分以降の預かりは両親共に就労証明書の提出が必要。 長期休暇中はお盆・年末年始・春休み等預かり出来ない期間有。	月~金	×	○	○
湘南マドカ幼稚園 (円蔵1-20-15) TEL: 54-2363	クラス編成 年少(3歳児): 4クラス 約102名 年中(4歳児): 4クラス 約104名 年長(5歳児): 4クラス 約112名 定員318名 1号認定児: 298名 2号認定児: 21名	9時30分~13時30分 (月~金)	平日(朝): 7時30分から 平日(夕): 17時30分まで 長期休暇中: 7時30分~17時30分 備考: 朝7時30分から利用の場合就労証明書が必要	月~金	×	○	○
聖鳩幼稚園 (東海岸北3-10-4) TEL: 82-2573	クラス編成 年少(3歳児): 1クラス 約24名 年中(4歳児): 1クラス 約23名 年長(5歳児): 1クラス 約23名 定員70名 1号認定児: 58名 2号認定児: 12名	年少: 8時30分~14時00分 (月・火・木・金) 8時30分~11時30分 (水) 年中: 8時30分~14時15分 (月・火・木・金) 8時30分~11時45分 (水) 年長: 8時30分~14時30分 (月・火・木・金) 8時30分~12時00分 (水)	平日(夕): 16時30分まで 長期休暇中: 9時00分~16時30分 備考: 休暇中、施設等利用給付2号認定の方は8時30分~16時30分	火・木	月・金	○	○
松林こころえん (小和田1-5-36) TEL: 52-5560	クラス編成 年齢別(各1クラス) 定員129名 1号認定児: 9名(3歳児~5歳児クラス) 2・3号認定児: 120名	9時00分~13時00分 (月~金)	平日(夕): 16時00分まで 長期休暇中: なし	月~金 主食は選択制	×	×	×
茅ヶ崎松若こども園 (小和田2-12-47) TEL: 33-5188	クラス編成 年齢別(1・2号は各学年2学級編成) 定員200名 1号認定児: 70名(3歳児~5歳児クラス) 2・3号認定児: 130名	9時00分~13時00分 (月~金)	平日(夕): 16時30分まで 長期休暇中: ①1号認定はお休み ②施設等利用給付2号認定の方は要相談(9時00分~16時30分)	月~土 土曜日は2・3号認定児のみ	×	×	×
湘南幼児学園 (汐見台3-15) TEL: 83-2079	クラス編成 年少(3歳児): 4クラス 約74名 年中(4歳児): 3クラス 約78名 年長(5歳児): 3クラス 約78名 定員230名 1号認定児: 218名 2号認定児: 12名	8時30分~15時00分 (月・火・木・金) 8時30分~13時00分 (水)	平日(朝): 7時00分から 平日(夕): 19時00分まで 長期休暇中: 7時00分~19時00分 備考: 土日・お盆期間・年末年始・行事など振替休日は除く。	火 全員給食 月・木・金 希望者は給食	水 全員お弁当 月・木・金 給食希望者以外はお弁当	○	○

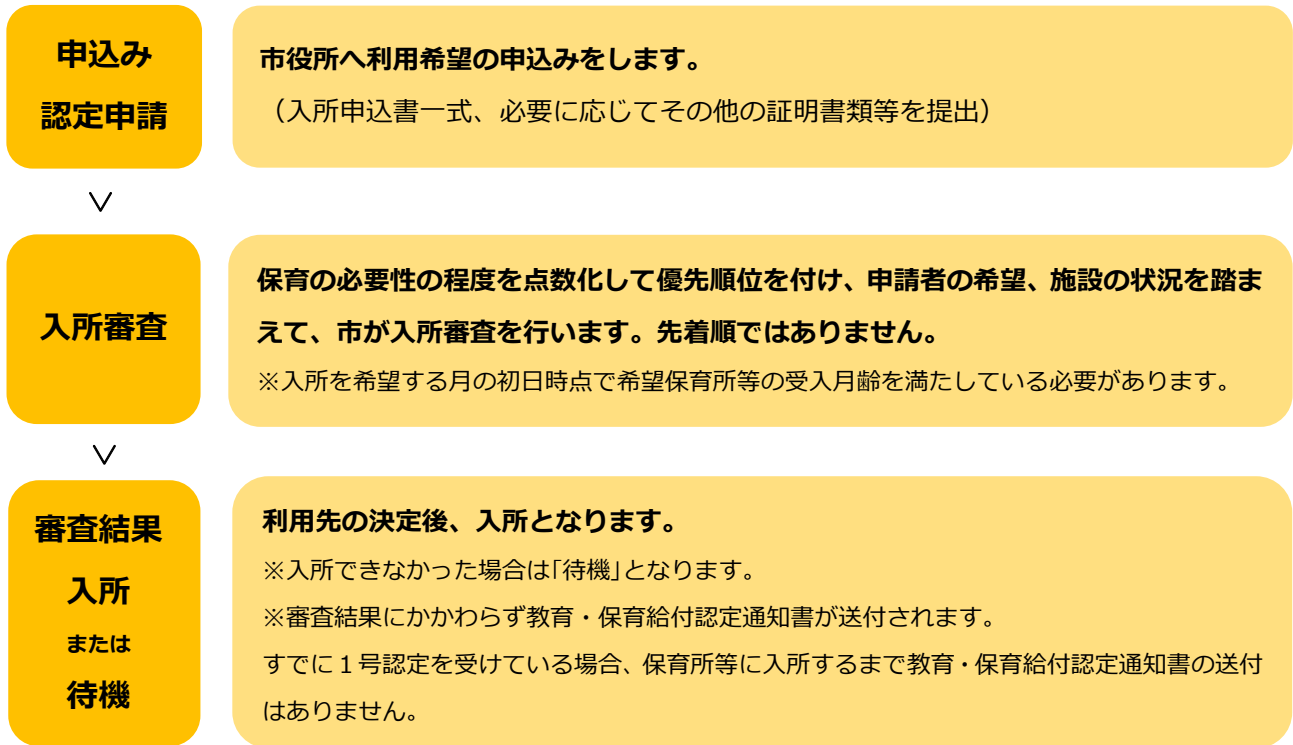
□幼稚園類似施設

園名・所在地・TEL	クラス編成	保育・教育時間	預かり保育	給食	お弁当	園バス	制服
虹の丘 (東海岸北4-5-14) TEL: 58-3883	年少・年中・年長合計25名前後	9時00分~13時50分 (火・木・金) 9時00分~11時50分 (月・水)	×	火・木 土鍋ご飯 みそ汁 ぬか漬け (おかず持参)	金	×	×

掲載情報は令和5年7月の情報です。変更される場合がありますので、令和6年4月以降の情報は直接施設へお問い合わせください。また、入園を希望する方は直接施設にお申込みください。

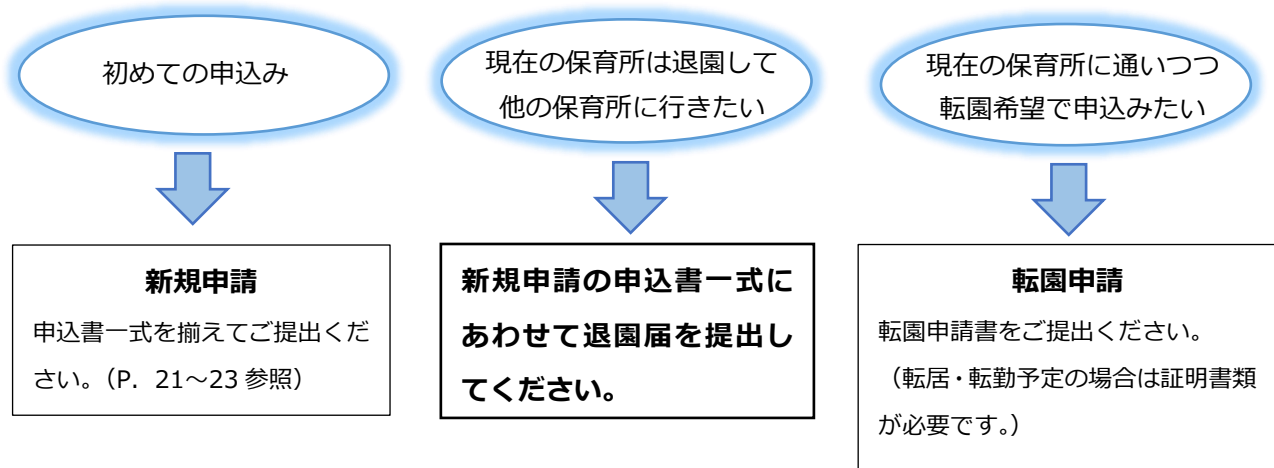
入所申請手続きについて

◆ 利用の手続き～入所までの流れ～



◆ 保育所等入所申込みの種類

現在の預け先の状況により、保育所等の申込み方が変わります。



チェック!

3歳児クラスから認定こども園の幼稚園部分(1号認定)を申込みつつ、認定こども園の保育所部分(2号認定)を希望している方も上記と同様です。

幼稚園を併願される際は、幼稚園にご相談ください。

退園届を提出した場合、後日退園を取消すことはできませんのでご注意ください。



◆ 2月、3月、4月保育所等入所申込みスケジュール

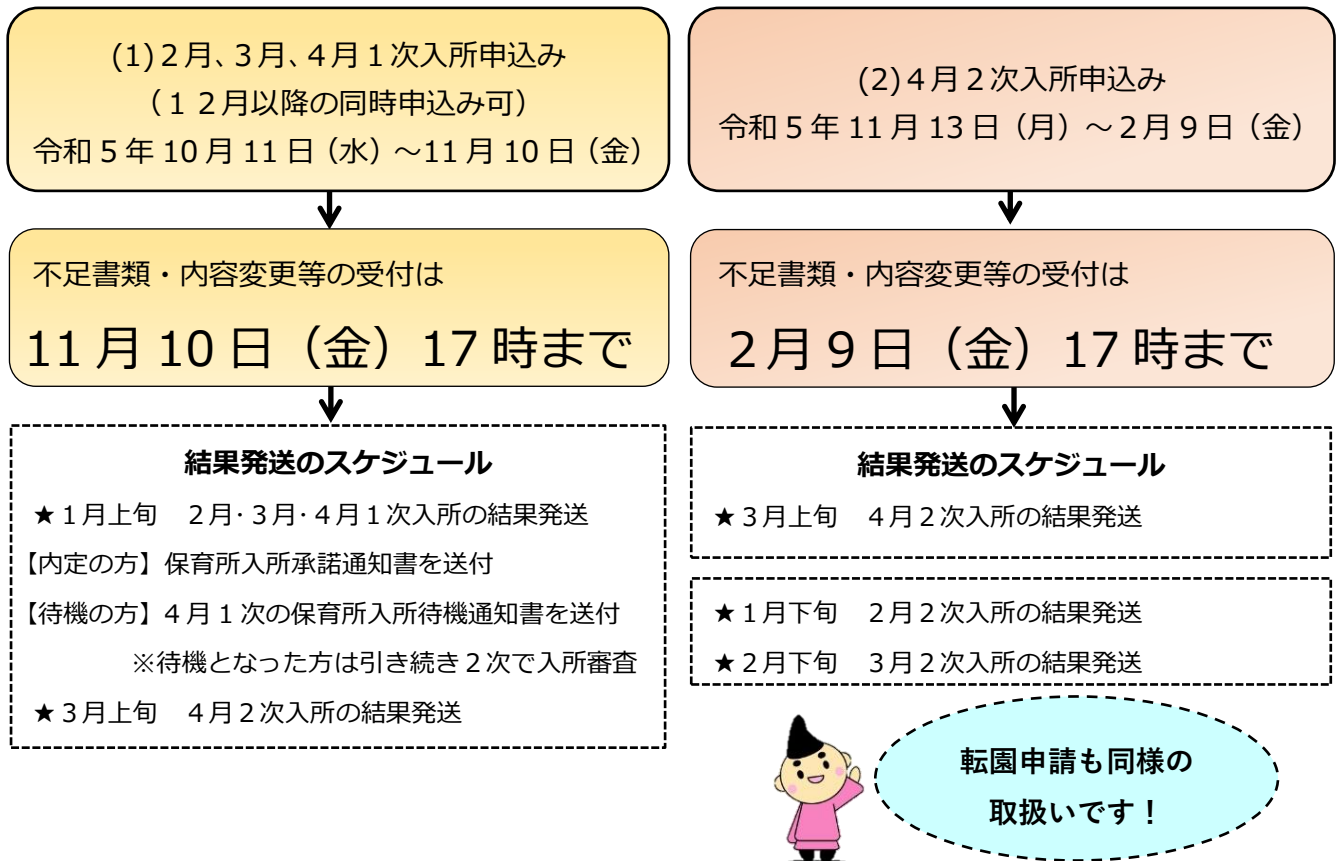
(1) 2月1次、3月1次、4月1次入所の申込み期間

令和5年10月11日(水) から令和5年11月10日(金) まで(必着)

※12月入所申込み以降も同時に申込みできます。

(2) 4月2次入所申込みの期間

令和5年11月13日(月) から令和6年2月9日(金) まで(必着)



◆ 年度途中の保育所等入所申込みスケジュール (2月2次・3月2次含む)

○受付期間 入所希望月の前月10日(土曜日・日曜日・年末年始の場合は直前の平日)まで(必着)

○結果 入所希望月の前月20日頃

内定となった場合…電話連絡のうえ、後日「保育所入所承諾通知書」を送付します。
入所できなかった場合…初回入所希望月のみ「保育所入所待機通知書」を送付します。

※初回月以降の審査については、内定となった場合のみご連絡させていただきます。

◆ 保育所入所待機通知書が発行できる時期

保育所入所待機通知書は、対象月の入所審査が終わるまで発行できません。

【例：1月上旬に令和6年4月1次入所内定したが、3月入所審査の待機通知書の発行を希望している】

→3月2次入所審査において待機だった場合、2月下旬から発行可能なため、通知書の発行を希望される方は、2月下旬に保育課に電話でご連絡ください。

◆市外にお住まいの方の申込み

◇申込書一式や追加書類の提出は、必ず現在お住まいの市区町村（保育園担当課の窓口）を通じて期日内にご提出ください。

🏠茅ヶ崎市に転入予定のある方🏠

◇申込書一式は、茅ヶ崎市の書式をご提出ください。

転入後、速やかに茅ヶ崎市役所保育課の窓口にお立ち寄りいただき、あらためて茅ヶ崎市民として「①給付認定（変更）申請書」をご提出ください。ご提出がない場合は茅ヶ崎市より入所結果等を送付できない場合があります。

<受付> 本庁舎 1階9番窓口 保育課 【月～金 8:30～17:00（祝日、年末年始除く）】

※小出支所、各出張所、市民窓口センターではお手続きはできません。

◇【転入に関する申立書】を必ず提出してください。

申立書の提出がない場合は、転入予定があるとみなせず、審査対象外となります。賃貸借契約書等の転入先及び建物の引き渡し日が分かる書類も併せてご提出ください。転入先が確定していない場合は、市外からの申請としてマイナス点を配点して審査します。

◇入所決定後、入所月前月末までに転入が確認できない場合は内定取消となります。

🏠転入予定のない方<茅ヶ崎市に在勤・在学の要件がある場合>🏠

◇申込書一式は、お住まいの自治体の書式でも茅ヶ崎市の書式でもかまいません。

ただし、茅ヶ崎市の保育所等申込みと同等のルールに合わせた必要書類を揃えてご提出ください。要件を確認する書類が不足している場合は、申込み要件がないとして申請を受け付けません。

◇2月・3月・4月申込みは2次審査から対象です。

ただし、すでに希望園にきょうだいが在園している場合と、里帰り出産の場合は1次入所審査からの対象となります。

転入予定のない方<茅ヶ崎市に何も要件がない場合>

◇茅ヶ崎市に在勤・在学の要件がない方は申込みを受け付けません。



市外から申込みの場合、市外へ申込みの場合、どちらも期限までは7日から10日程度の余裕をもってお申込みください。

茅ヶ崎市内の保育所等に申込みたい！→お住まいの自治体の窓口へ

茅ヶ崎市外の保育所等に申込みたい！→茅ヶ崎市保育課の窓口へ

◆保育所等入所申込み方法

申請書一式をお手元に用意し、照らし合わせてご覧ください。



申請書類はこちらから

(1) 郵送で申請書を提出する場合

・郵送提出確認書兼提出書類確認書（郵送のみ）

申請にあたって内容確認のチェックリストをお読みになり、必要書類が不足なく揃っているか、確認してください。

・①教育・保育給付認定(変更)申請書

きょうだいで申請する場合は、きょうだいそれぞれの申請書をご用意ください。

記入例を参考に、原則、すべての項目に抜けがないよう記入してください。抜けがあり読み取れなかった場合は審査に反映できませんのでご注意ください。

施設等利用給付の欄は該当しない方は未記入のままご提出ください。

・②保育所等入所申込に関する確認事項（確認書）

すべての項目を承諾できましたら、□にチェックをし、保護者署名をしてください。

・③以降の保育の必要性が分かる書類

P.22を確認し、保育の必要性が分かる書類をご用意ください。

・返信用封筒（郵送のみ）

返信用封筒の用意がない場合は、書類受付控を送付できません。（不足書類があった場合も案内不可）

返信用封筒に切手の貼付がない場合は書類受付控を送付しません。また封筒も返却しません。

申請書は締切日必着のみ受付します。締切日に余裕をもってお申込みください。

【送付先】〒253-8686

茅ヶ崎市茅ヶ崎1丁目1-1 茅ヶ崎市役所保育課認定給付担当

注意 切手の料金不足の場合、市役所が立て替えて受け取ることはしません。ご自宅に返送されましたら、あらためて保育課までご提出ください。なお、それにより締切りを過ぎてしまった場合、申込みを受け付けることはできません。

(2) 保育課に来庁して申請書を提出する場合

上記(1)の(郵送のみ)を除いた書類を提出してください。

市役所 本庁舎1階9番窓口 保育課 【月～金 8:30～17:00(祝日、年末年始除く)】での受付です。

小出支所、各出張所及び市民窓口センターでは申請できません。

※注意事項※

- ★4月入所希望の方で令和5年1月13日以降に申請した場合は、2月・3月・4月の1次審査は対象外です。
- ★追加書類(就労証明書、児童の預かり証明書等)は郵送でも提出可能です。返信用封筒、切手は不要です。
- ★追加書類等の郵送は締切日必着となります。締切日を過ぎて提出された書類や変更は審査内容や点数には反映されません。次回審査より反映となります。
- ★電話での希望園等の変更はできません。必ず申請内容(希望園)等変更連絡届を締切日までにご提出ください。(郵送必着)

◆保育の必要性がわかる書類

◇保護者（父・母）それぞれの保育の必要性が分かる書類（全員必要）

保育の必要性 (希望理由)		必要書類	その他添付書類等
就労	お勤め 育児休業取得中の方を含む	・③就労証明書	保護者の就労先に依頼し、記載されたものを提出してください。 ※証明日が令和5年8月1日以降のもの
	自営業 個人事業主 自営補助	・③就労証明書 ・自営業の証明書類	お子さんの父母または祖父母が代表（経営者等）の企業等で働いている方は、就労証明書に加え、開業届・営業許可証、登記簿謄本、確定申告等の「 <u>自営を証明する書類</u> 」の写し1点以上の添付が必要です。
求職活動中		・④求職活動誓約書 兼 起業準備状況申告書	求職活動状況を確認できる書類がある方は添付 ※雇用保険受給資格者証など
就学		・⑤就学に関する調書	在学証明書と授業のカリキュラム等の時間割がわかる書類の2点を添付
介護・看護		・⑥介護・看護に関する調書	⑥介護・看護の調書を確認し、お手持ちの障害者手帳等の写しや ⑧診断書を添付
疾病・障がい		・⑦疾病・障がいに関する調書	⑧診断書、または障害者手帳等の写しを添付 ⑧は証明日が令和5年8月1日以降のもの。同内容を記載した別書式の診断書でも可。
出産の予定がある		・⑨-1 出産連絡票（教育・保育給付認定用）	申請後に妊娠が分かった場合（メ切後含む）もご提出ください。
災害復旧		・罹災証明書	災害復旧のため保育が困難な場合

- ・65歳未満（申請月1日時点）の同居（二世帯住宅・同一住所を含む）の祖父母がいる場合、祖父母の保育の必要性がわかる確認書類が必要です。※令和6年4月入所以降の申込みには不要です。
- ・きょうだいで申請される場合は、書類1枚に対し、きょうだい連名で記入してください。



◇以下に該当する場合は、併せてご提出ください（該当者のみ）

必要書類等	備考
⑩ 復職証明書	休業中の職場に復職（産後または育児休業明けなど）した場合
⑪ 児童の預かり証明書	児童を認可外保育施設等に預けて就労等している場合
⑫ 認可保育所等入所利用調整における調整指数の加点にかかる申出書	保護者が茅ヶ崎市内の認可保育所・地域型保育事業・認定こども園（保育所部分）に就労することにより、（1）当該施設の受入児童数が増加し、本市の待機・保留児童解消、受入児童数の減少の防止に資することとなる場合、または（2）医療的ケアが必要な児童を受け入れることが可能となる体制を整備できる場合
⑬ ひとり親家庭に関する申立書	ひとり親家庭（父子・母子）の方（離婚前提の別居中の方も含む） また、申立書に記載してある添付書類も添付してください（写しでも可）。 ※必要書類が揃っていない場合は、ひとり親家庭として審査することはできません。
転入に関する申立書	市外から茅ヶ崎市に転入予定の方。 賃貸借契約書・不動産売買契約書等がある場合には写しを添付してください。
生活保護受給者証	生活保護を受給している方

次ページに続く

◇ひとり親世帯等及び、多子世帯の保育料軽減対象の方（該当者のみ）

療育手帳	ひとり親世帯等とは <ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親世帯（離婚調停中や、離婚前提別居等は除く） ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方がいる世帯 ・特別児童扶養手当の対象児童及び障害基礎年金の受給者のいる世帯等 「①教育・給付認定（変更）申請書」に記載されている世帯員の中で交付されている方がいる場合は写しを提出してください。
身体障害者手帳	
精神障害者保健福祉手帳	
特別児童扶養手当証書	
障害基礎年金証書	
その他	生計を一にしていることが確認できる書類 ※健康保険証の写し等

◆申込書の有効期限

入所希望月の属する年度内が有効となります。ただし、12～3月入所申込みをしている場合はその翌年度内も有効となります。一度提出した書類は有効期限内であれば毎月入所審査を行います。

※保育の必要がなくなった場合は、「保育所等申込取下書」を提出してください。

【令和5年度から令和6年度にかけての有効期限】（例）

年度	令和5年度												令和6年度								
	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
有効期限	令和6年3月まで									令和7年3月審査まで									令和8年3月まで		

◆クラス年齢について

クラス年齢は4月1日現在の年齢で決定し、年度内に誕生日を迎えても変わりません。

入所後の保育料はクラス年齢によって決まります。この区分は、年度途中入所の場合であっても同様です。

<令和6年度クラス年齢表>		<令和5年度クラス年齢表>	
【クラス年齢】	【生年月日】	【クラス年齢】	【生年月日】
0歳児クラス	令和5年4月2日以降	0歳児クラス	令和4年4月2日以降
1歳児クラス	令和4年4月2日～令和5年4月1日	1歳児クラス	令和3年4月2日～令和4年4月1日
2歳児クラス	令和3年4月2日～令和4年4月1日	2歳児クラス	令和2年4月2日～令和3年4月1日
3歳児クラス	令和2年4月2日～令和3年4月1日	3歳児クラス	平成31年4月2日～令和2年4月1日
4歳児クラス	平成31年4月2日～令和2年4月1日	4歳児クラス	平成30年4月2日～平成31年4月1日
5歳児クラス	平成30年4月2日～平成31年4月1日	5歳児クラス	平成29年4月2日～平成30年4月1日

申請後・入所決定後（内定）の注意点

◆申込み後の注意事項

◇申込みの取下げをしたい場合

「家庭での保育が可能になった」、「保育所等を利用する必要がなくなった」などの理由で申込みを取り下げる場合は、速やかに保育課にご連絡いただき、後日、「保育所等入所申込取下書」を提出してください。

「保育所等入所申込取下書」の提出が遅れても、連絡を受けた時点で入所審査対象外となります。

提出いただいている申請書類の返却はできません。再度申込みをする場合は、書類一式をご用意ください。

4月1次入所申請においては12月28日（木）までに保育課に取下げの連絡をしてください。

◇申込み時から状況が変わった場合

家庭の状況、就労状況などで内容に変更があった場合は、必ず保育課に連絡のうえ、必要な書類をご提出ください。

ご連絡や書類の提出がない場合は内定取消や退園につながる場合があります。

重要！！

申請時と状況が変わったら必ずご連絡ください



◆入所決定後（内定）の注意事項

入所内定後に内定取消・退園となることがあります

◇審査の公平性を保てないとき

申込み時点と内定後の内容に変更があったことがわかり、入所審査の公平性が保てないと認められる場合は、内定取消または退園となる場合があります。

審査の公平性とは…

申請時点の状態が入所内定後も継続すると仮定した上で審査を行います。「お子さんが産まれる」、「育児休業を延長する」、「転職する」などの家庭状況の変化や、就労時間、就学時間が変わるなどの保育の必要性の変更により、審査時の点数と異なってしまう場合があります。点数が下がってしまった場合でも入所内定の状況と同等の【保育所の必要性】があるとみなすことができるかどうかを審査の公平性の確認と定めています。

◇お子さんを安全にお預かりすることができないと判断された場合

アレルギーや保育所等で対応の必要な疾病、服薬、医療体制などで、保育所等の対応・配慮が必要となり、お子さんを安全にお預かりできる体制が整わないと判断される場合に、内定取消となることがあります。

アレルギーの重症化、エピペン使用の開始、服薬種類の増加など、入所までの期間にお子さんの成長、発達で変化がありましたら、保育課までお知らせください。

◆内定後に辞退し、再度申込みをしたい場合

一度内定すると申込書は「無効」になります。ご提出いただいた書類の返却、コピーはできません。

複数の保育所等を希望していた場合、入所審査により内定が通知された時点で、他の保育所等への利用申込みの効力は失効します。入所審査で内定した施設を辞退し、他の保育所等の利用を希望するときは、改めて申込みをする必要があります。

なお、内定辞退した月の待機通知は発行できません。

保育所等入園審査について

◆保育所等入所利用調整基準

認可保育所等の利用調整では、「保育所入所利用調整基準」に基づき保育の必要性を指数化し、点数が高い方から入所となります。申込みの先着順ではありません。

一人でも多くの児童に保育が提供できるように調整を行うため、点数が高い方でも第2希望以降の保育所等に入所となることがあります。

$$\text{【父の基本指数】} + \text{【母の基本指数】} + \text{【調整指数】} = \text{【利用調整点数】}$$

※ひとり親世帯の場合は、基本指数を倍にして計算します。

以下の利用調整基準は、令和6年4月入所利用調整から改定され、適用されます。

『基本指数』

類型	細目	点数	
1 就労 自営業・自営補助・ 個人事業主等を含む	月160時間以上（月20日以上かつ1日8時間以上等）	15	
	月140時間以上（月20日以上かつ1日7時間以上等）	14	
	月120時間以上（月20日以上かつ1日6時間以上／月16日以上かつ1日8時間以上等）	13	
	月112時間以上（月16日以上かつ1日7時間以上等）	12	
	月96時間以上（月16日以上かつ1日6時間以上等）	11	
	※自営補助は、自身・配偶者・児童から見た祖父母が経営する会社に勤める場合をいう	月80時間以上（月16日以上かつ1日5時間以上等）	10
	月64時間以上（月16日以上かつ1日4時間以上等）	9	
	上記以外 ※「勤務先の証明」、「自営を証明する書類」（自営業・自営補助・個人事業主等）がない場合を含む	4	
2 求職活動中		1	
3 妊娠、出産	※産前6週、産後8週を含む期間の入所の場合	14	
4 疾病、障がい			
(疾病)	入院（概ね1か月以上の入院をしている、または入院の決定がされている場合）	15	
	常時臥床	15	
	寝たきりでないが、通院加療を行い、安静が必要で保育が困難な場合	13	
	診断書等添付資料未提出	4	
(障がい)	身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A1・A2、精神障害者保健福祉手帳1級	15	
	身体障害者手帳3級・4級、療育手帳B1・B2、精神障害者保健福祉手帳2級	13	
	上記以外の各種手帳等を所持している	11	
	手帳等添付資料未提出	4	

類型	細目	点数
5 病人の看護等	【1 就労】に準ずる	9～15
	「月64時間未満の介護・看護」、「診断書・手帳等添付資料未提出」	4
6 災害	※災害等の復旧のため保育にあたれない場合	15
7 就学・技能 取得のため	月160時間以上（月20日以上かつ1日8時間以上等）	13
	月140時間以上（月20日以上かつ1日7時間以上等）	12
	月120時間以上（月20日以上かつ1日6時間以上／月16日以上かつ1日8時間以上等）	11
	月112時間以上（月16日以上かつ1日7時間以上等）	10
	月96時間以上（月16日以上かつ1日6時間以上等）	9
	月80時間以上（月16日以上かつ1日5時間以上等）	8
	月64時間以上（月16日以上かつ1日4時間以上等）	7
	上記以外の場合	4
8 転園	きょうだいを同園にするため ※別々の保育所等に入所している児童をどちらか一方の保育所等に転園させる場合	基本指数 + 調整指数
	転居・勤務地の変更（会社都合）により在園している保育所等への送迎が困難になった ※在園中に転居・勤務地変更（会社都合）があった場合のみ (注)勤務地変更は、就労証明書及び辞令等の写しが審査月の締切日までに提出された場合に対象	
	新規保育所等が開園 ※開園月を含めて6ヶ月間	
	上記以外の転園 ※小規模保育事業・家庭的保育事業・事業所内保育事業に在籍している児童が転園する場合も含む （2歳児クラス児童の翌年度4月利用調整以降は除く） ※育児休業に伴う保育所等入所継続制度を利用している児童を転園させる場合（復職せずに引き続き育児休業を取得し続ける）	基本指数 + 調整指数 + (-10点)
9 その他	福祉事務所長が保育の必要性を認める場合	所長が定める
	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に住民登録し居住している（する予定がある） ・市内に在勤・在学がある方（する予定がある） ・すでに希望園にきょうだいが在園している ・里帰り出産 	どちらにも該当しない 申込不可

【妊娠・出産要件の配点について】

産前6週、産後8週を含む期間のみの入所を希望される場合、配点は指数表の記載どおり「14点」となり、産後休暇終了日の翌日の月末で退所となります。出産後、「育児休業等」を取得せず、保育の必要性がある場合は、入所継続することも可能です。申請時に、保育の必要性に関する書類（「就労証明書」等）をご提出ください。

ただし、保育の必要性に関する書類に基づいた配点が「14点」より低い場合は、低い方の点で審査を行います。

【転園について】

令和6年4月以降の審査については、新規申請と同様に「基本指数」と「調整指数」を足した「利用調整点数」で審査を行います。

「転園」により内定となった場合は、元の保育所等には戻れません。
転園先に入所しない場合は、退園になってしまうため、注意！！



『調整指数』

【就労に対する調整指数】		点数
産前産後休暇中または育児休業中であり、児童の預け先が確保でき次第復職予定である		1
審査月時点において、保護者のいずれもが月64時間以上の就労を開始する（している）		1
就労内定（保育所等に入所次第、就労開始予定）		-2
【就学・技能取得のための調整指数】		点数
通信大学・通信教育（スクーリング必須）		-2
公共職業安定所（ハローワーク）における職業訓練である		1
【世帯状況による調整指数】		点数
ひとり親世帯である/死別・生死不明・行方不明		10
ひとり親世帯である/離婚・離婚調停中・未婚等 ※同居人（元配偶者等）がいる場合は除く		8
ひとり親世帯（求職活動中・就労の見込みがあると判断する場合/就労の必要性が高いと判断する場合）		1～19
保護者の一方が単身赴任などにより現在から入所後にかけて6ヶ月以上不在、及び6ヶ月不在が見込まれる場合 ※就労証明書及び辞令等の写しなどにより不在（となること）が証明できる		2
【待機状況による調整指数】		点数
審査月時点の入所意思について「待機してもよい」を選択している		点数なし
【施設利用の状況による調整指数】		点数
有料で児童を預けている ※就労・疾病・出産・求職等で利用している場合が対象 ※育児休業取得中の方は対象外。ただし、就労開始（復職）する月において児童を預ける予定がある場合は対象。	認可外保育施設（院内保育、職場内託児施設、企業主導型保育事業の利用を含む）を月64時間以上、かつ月極契約での利用が必要。 ※復職証明書と預かり証明書が未提出の場合は加点对象外	2
	認可の事業所内保育事業（従業員枠）において、年齢上限のクラス（2歳児クラス）に在籍している（翌年度4月調整時）	2
茅ヶ崎市内の小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業（地域枠）を利用している	茅ヶ崎市内の小規模保育事業・家庭的保育事業・事業所内保育事業（地域枠）の年齢上限のクラス（2歳児クラス）を利用している（翌年度4月利用調整） ※連携園の設定がない施設に在籍している児童、または、連携園の設定前までに下記施設に入所していた児童が対象 サクラフェリーチェ保育園・辻堂 令和5年9月1日以前の入所 サザンみらい保育園 令和5年9月1日以前の入所	8
利用している保育所等が閉園する	利用している保育所等が閉園となり、閉園後に他の認可保育所等への入所を希望する場合 ※閉園後に新規申請が必要な場合に加点 ※小規模保育事業・家庭的保育事業・事業所内保育事業（地域枠）の年齢上限のクラス（2歳児クラス）を利用しており、 ・閉園後に連携園への入所が可能だが、連携入所を希望せず新規申請する場合は加点しない ・連携園の設定がない場合は上段の8点のみが適用される	8

【きょうだい状況による調整指数】 ※複数当てはまる場合は、2点のみが加点されます		点数
きょうだいが在園している ※きょうだいが在園している保育所等の利用調整時のみ加点。2・3号認定で在園時のみ対象 ※上の子が聖鳩幼稚園の2号に在園していて、下の子がさくら保育ルームに申込み際も対象		2
きょうだいでの申請である		1
双子、三つ子以上での申請である		2
【福祉的状況等による調整指数】		点数
育児休業に伴う入所継続制度を利用可能な児童が、制度を活用せずに退園し、再度退園時の保育所等への入所を希望する場合 ※令和6年3月末までに退園する(した)児童が対象		10
生活保護を受給している(就労を要する必要がある場合)		2
家庭児童相談室の支援を受けている		1
児童相談所からの要請、または児童に対する保護の必要性が確認された場合		1～10
在園している(していた)児童の保育料の滞納がある場合		-15
他市からの申請である	茅ヶ崎市内で就労・就学している(する予定がある)場合 ※既に希望園にきょうだいが在園している、里帰り出産の場合を除く	-8
	茅ヶ崎市内に転入予定だが、転入先が未定の場合	-10
内定辞退をした場合(内定辞退したことがある児童が、再度保育所等への入所申請をし、入所決定するまで) ※内定辞退をした回数に応じて減点が累積される。 ※当該年度未までは減点を適用し、翌年度4月以降の審査に減点は持ち越さない。(注1)		-6
保護者が茅ヶ崎市内の認可保育所・地域型保育事業・認定こども園(保育所部分)に就労することにより、当該施設の入受児童数が増加し、本市の待機・保留児童解消に資することとなる場合 ※転園申請には適用しない	保育士の就労時間160時間/月 以上の場合	15
	保育士の就労時間112時間/月 以上の場合	10
	保育士の就労時間 64時間/月 以上の場合	5
保護者が茅ヶ崎市内の認可保育所・地域型保育事業・認定こども園(保育所部分)に就労することにより、当該施設の職員欠員等による入受児童数減少の防止に資することとなる場合(就労時間は問わない) ※転園申請には適用しない		5
保護者が茅ヶ崎市内の認可保育所・地域型保育事業・認定こども園(保育所部分)に就労することにより、医療的ケアが必要な児童を受け入れることが可能となる体制を整備できる場合 ※医療的ケアとは、・喀痰吸引(口腔・鼻腔内)・喀痰吸引(気管カニューレ内部)・経管栄養(胃ろう・腸ろう)・経管栄養(経鼻)・導尿・インスリン注射・その他医療行為を指す ※転園申請には適用しない		15
福祉事務所長が保育の緊急性が高いと判断した場合、また、児童の成長環境に配慮が必要と判断した場合		所長が定める

(注1)

(例) 令和6年4月に内定辞退した場合、令和6年5月から令和7年3月までの審査において-6点が適用されますが、令和7年4月以降の審査においては、-6点は持ち越されません。

保育料・副食費について

◆ 幼児教育・保育無償化について

子育て世帯の経済的な負担軽減等を図り、生涯に渡る人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性から、幼稚園・保育所・認定こども園等の保育料を無償化しています。



住民税非課税世帯については、0歳から2歳までについても上記と同様の考え方により、無償化の対象となります（認可外保育施設の場合は月額42,000円まで無償）

- ※1 幼稚園（私学助成園）の無償化対象額は25,700円。幼稚園（新制度移行幼稚園）は全額無償。
- ※2 預かり保育の実施日数や時間が十分でない場合は、認可外保育施設等との併用が可能。無償化上限額は併用利用分を合計して11,300円。（満3歳の市民税非課税世帯16,300円）の範囲内。
- ※3 無償化の対象となる認可外保育施設については児童福祉法の規定に基づく届出がなされていることが前提。
- ※4 送迎のみの利用は対象外。



無償化の対象となるためには、市で手続きをして認定を受ける必要があります。（P.34参照）

◆**保育料（利用者負担額）基準額表**（単位：円）（算定の対象となる市民税所得割額について P.32 参照）

利用者負担額		2・3号認定				
階層	階層区分 (市町村民税世帯合算額)	保育標準時間 (11H)		保育短時間 (8H)		きょうだいの数え方
A	生活保護世帯等	0		0		多子世帯 所得割合算額 57,700円未満
B	非課税 均等割のみ課税（要保護世帯）	0		0		
C	均等割のみ課税	6,700	3,350	6,700	3,350	ひとり親世帯等 所得割合算額 77,101円未満
D1	48,600円未満	7,800	3,900	7,600	3,800	
D2	48,600円以上 52,000円未満	12,000	6,000	11,700	5,850	保護者と生計が同一の子等であれば、年齢に関わらず、上から順に第1子、第2子、第3子と数える。
D3	52,000円以上 57,000円未満	15,200	7,600	14,900	7,450	
D4	57,000円以上 65,000円未満	17,700	8,850	17,300	8,650	多子世帯 所得割合算額 57,700円
D5	65,000円以上 77,101円未満	19,800	9,000	19,400	9,000	
	77,101円以上 79,000円未満	19,800		19,400		ひとり親世帯等 所得割合算額 77,101円以上
D6	79,000円以上 97,000円未満	24,800		24,300		
D7	97,000円以上 132,000円未満	31,800		31,200		認可保育所、学校教育法第1条の幼稚園、認定こども園、地域型保育事業、企業主導型保育事業、特別支援学校幼稚部、居宅訪問型児童発達支援、児童心理治療施設、児童発達支援及び医療型児童発達支援に在籍している就学前のきょうだいについて、上から順に第1子、第2子、第3子として数えます。
D8	132,000円以上 169,000円未満	39,300		38,600		
D9	169,000円以上 183,000円未満	41,900		41,100		
D10	183,000円以上 214,000円未満	46,900		46,100		
D11	214,000円以上 253,000円未満	49,200		48,300		
D12	253,000円以上 301,000円未満	54,300		53,300		
D13	301,000円以上 358,000円未満	56,300		55,300		
D14	358,000円以上 397,000円未満	58,300		57,300		
D15	397,000円以上	72,800		71,500		

- ・ D1～D15の階層区分欄に記載されている金額は、保護者の市民税所得割額（P.32 参照）を合算した額です。
- ・ 第2子は表記されている金額(太枠を除く)の半額、第3子は無料となります。
- ・ 太枠内の料金は、ひとり親世帯等の第1子の金額となり、第2子以降は無料となります。
- ・ 里親委託されている児童については、保育料（利用者負担額）0円、副食費は免除対象です(対象となるには申請が必要です。)
- ・ 児童養護施設入所児童については、保育料（利用者負担額）0円、副食費は免除対象外です。
- ・ 市区町村民税額は住宅借入金等特別控除、配当控除等の控除を適用する前の税額で算定します。

※ひとり親世帯等

ひとり親世帯（離婚調停中や離婚前提別居等は除く）並びに身体障害者手帳・療育手帳・精神障害保健福祉手帳の交付を受けた方、特別児童扶養手当の支給対象児童及び障害基礎年金の受給者のいる世帯等。該当になる場合は手帳等の写しを提出してください。

※生計が同一の子等

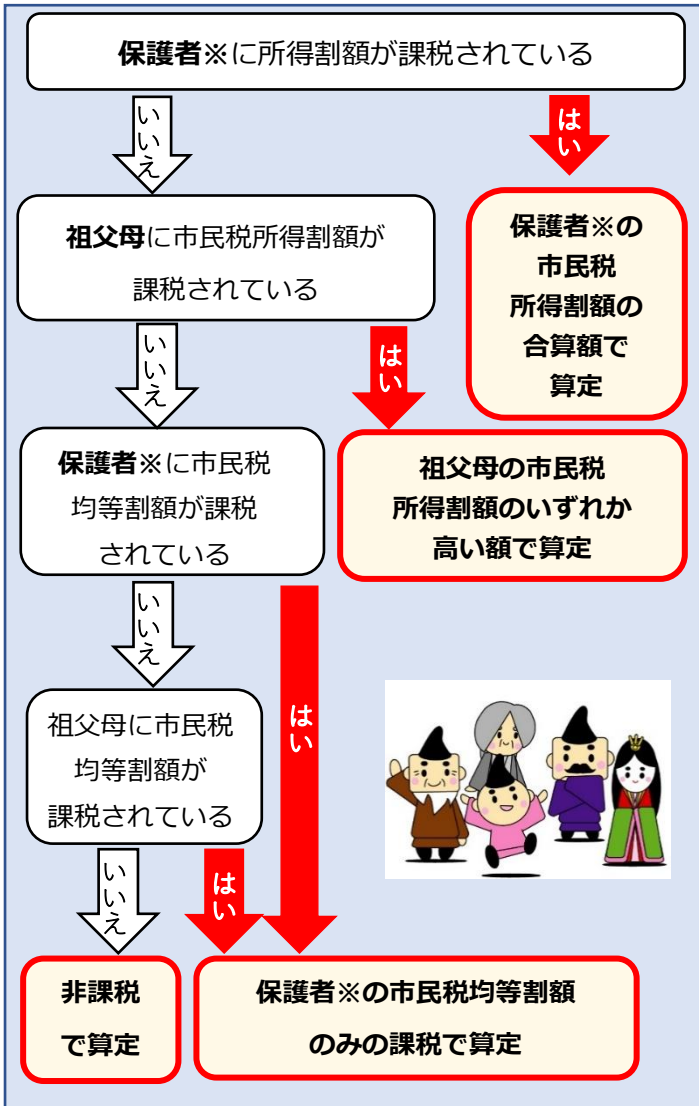
- ・ 保護者が監護し、生計が同一の子であれば、年齢に関わらず対象となります。
 - ・ 保護者と生計が同一の子や孫等（保護者が監護していた子どもが成長し、19歳以上になった場合も含む。）であれば年齢に関わらず対象となります。
 - ・ ここでの「生計が同一」とは、必ずしも同居を要件とするものではなく、勤務、就学、療養等の都合上別居している場合であっても、常に生活費等の送金が行われている場合には「生計を一にする」ものとして取り扱います。
- ※生計が同一の子等であっても、保護者と住民票を別にしていない等の場合は、生計を一にすることが確認できないため、別途生計を一にすることが確認できる書類等（健康保険証等）を提出してください。

◆ 保育料の算定方法

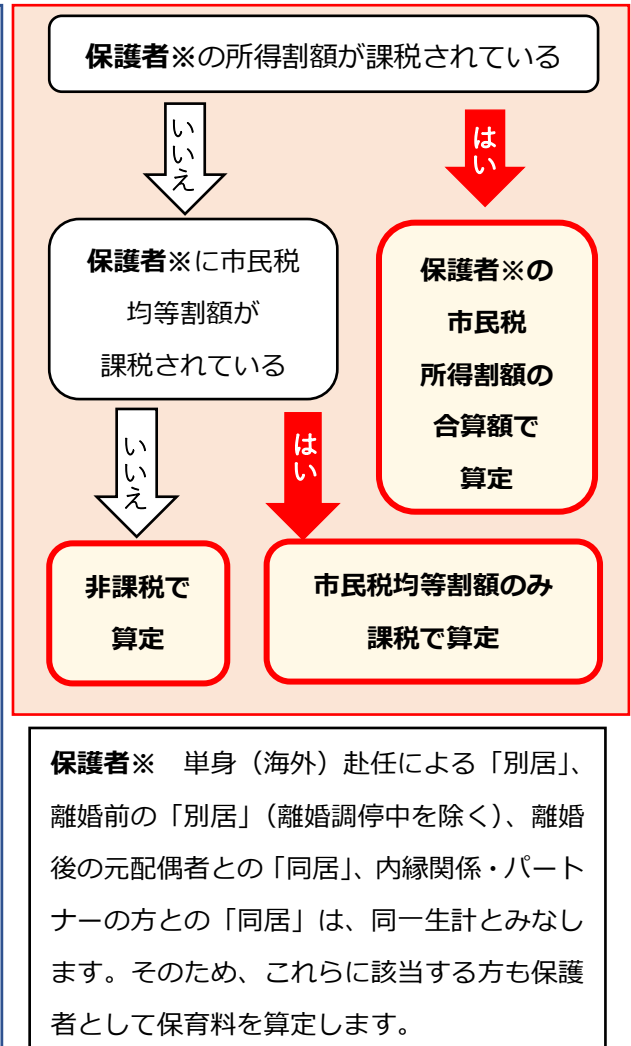
保育所等の保育料は、世帯収入（世帯の市民税）によって決定されます。世帯年収は一般的には保護者（父母）の年収で決まりますが、保護者が非課税の場合、**同居の祖父母（同一建物・同一敷地内）も算定の対象**となります。※同居の祖父母が家計の主宰者と判断される場合に、その者の課税額を含めて判定するため。

◇ 算定の対象

祖父母と同居している場合



祖父母と別居の場合



◇ 保育料算定基準（算定期期）

令和5年度の保育料

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
税額	令和4年度（令和3年1月～12月分の収入）の市民税額で算定					令和5年度（令和4年1月～12月分の収入）の市民税額で算定						

令和6年度の保育料

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
税額	令和5年度（令和4年1月～12月分の収入）の市民税額で算定					令和6年度（令和5年1月～12月分の収入）の市民税額で算定						

※保護者（世帯）の市民税の合算額によって算定します。毎年9月に新年度の市民税額で保育料を算定し直します。

◆ 市民税所得割額の確認方法

◇ 保育料算定の対象となる「世帯の市民税所得割額」とは

保護者の“市民税所得割額”（以下「所得割額」）を合算した金額となります。

$$\text{所得割額} = \text{税額控除前の市民税所得割額} - \text{調整控除・税額調整額（所得割の調整措置）}$$

※ 月額保育料の目安は、「保育料（利用者負担額）基準額表」（P.30）を参考にしてください。ただし、実際の算定額と異なる場合があります。所得割が課税されておらず均等割のみ課税されている場合や非課税の場合は、それぞれ該当の階層区分をご覧ください。

※ 実際にお支払いになった納税額とは異なる場合がありますので、ご注意ください。

◇ 「所得割額」を確認する方法

① 市民税が給与から引かれている方（特別徴収）

5月以降に職場から配布される「給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書」で確認できます。

② 市民税を納付書または口座振替で納めている方（普通徴収）

6月頃に市から通知される「市民税・県民税税額決定通知書」で確認できます。

③ 上記の通知書がお手元にない方

課税・非課税証明書で確認できます。発行にあたっては、1月1日時点で住民登録のある市区町村に請求してください。発行手数料がかかる場合がありますので、ご注意ください。

参考例 市民税が給与から引かれている方の**所得割額** ※保護者それぞれの金額を合計してください。

A の金額が「**所得割額**」となります。

ただし、保育料算定に適用できない税額控除（※1）を受けている方は **B** の金額を目安（※2）に算定してください。

令和 年度 給与所得等に係る市町村民税・道府県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）															
所得	給与収入		主たる給与	営業所得	農業所得	不動産所得	雑所得	課税標準	総所得③		市町村民税	税額控除前所得割額④	B		
	給与所得（所得金額調整控除後）		以外の合算						山林所得			税額控除額⑤		所得割額⑥	A
	その他の所得計		所得区分						分離短期譲渡			所得割額⑥		均等割額⑦	
			総所得金額①						分離長期譲渡			税額控除前所得割額④		税額控除額⑤	
所得控除	雑損		障・寡・ひ・勤					株式等の譲渡		均等割額⑦		特別徴収税額⑧			
	医療費		配偶者					上場株式等の配当等		控除不足額⑨		控除不足額⑨			
	社会保険料		配偶者特別					先物取引		既充当額⑩		既充当額⑩			
	小規模企業共済		扶養基礎							既納付額⑪		既納付額⑪			
生命保険料									増減額⑫		増減額⑫				
地震保険料									変更月		変更月				
(摘要)															

（※1）税額控除額のうち、「寄付金税額控除」「住宅借入金等特別控除」「配当控除」「外国税額控除」「配当割額」又は「株式等譲渡所得割額控除」は、保育料算定の対象となる所得割額には適用されません。

（※2）保育料においては、**B** の金額から、調整控除額（1,500円以上）や税額調整額を控除して算定しますが、目安として概ねの算定が可能です。調整控除額や税額控除額は、所得や所得控除により金額が異なりますので、詳細な金額をお知りになりたい方は市民税課へお問い合わせください。

◆仮算定について

市民税が未申告または保育料算定書類が不足の場合、「仮算定」とし、保育料を最高額(D15)で算定します。仮算定が解除となった場合は、納めすぎた保育料について、原則翌月以降の保育料に充当します。収入がゼロであることの申告をしていない場合は「未申告」になることがあります。1月1日時点で住民票があった自治体で申告を済ませ、保育課にご連絡ください。

◆保育料の滞納について

保育所等の運営経費は、保護者から納入していただく保育料から成り立っており、すでに保育所等に在園して保育料を支払っている家庭との公平性の観点から、本市では保育料の滞納は重要な問題としてとらえ、収納対策の強化に取り組んでいます。

保育料を納期限までにお納めいただけない場合には、「督促状」を送付します。督促後も納めていただけない場合には、法律に基づく滞納処分（給与・預貯金・生命保険等の財産差押処分）等を実施します。

※入所申込時、本人・在園及び卒園のきょうだいに保育料の滞納がある場合は、利用調整点数から減点(-15点)します。

◆保育料の変更等について

遡って保育料が還付または追加徴収される場合があります。**保育料の変更ができる期間は賦課年度内となりますので、申請内容から変更が生じる場合は速やかに保育課にご連絡ください。**

◇保育料が変更となる場合の例

- ・ 納税額の変更
- ・ 就労状況の変更（退職等による標準時間認定から短時間認定への変更など）
- ・ 世帯状況の変更（結婚、離婚、祖父母との同居または別居など）
- ・ 上記例以外でも入所申請、現況調査時の内容からの変更で保育料変更が生じる場合があります。

※注意事項※

- ・ 保育所等は入所受入れの体制を整えていますので、実際に登園していなくても保育料は発生します。
- ・ 保育料は月額で定まっています。園をお休みしても月額の保育料をお支払いいただきます。(退園せずに里帰り出産や入院等で長期間お休みする場合も含みます。)
- ・ 認可保育所等によっては保育料以外に、父母会費や主食代などの費用がかかる場合があります。事前に希望する保育所等にお問い合わせください。

◆副食費の免除について

3～5歳クラス（満3歳児クラス含む）に在園かつ以下のいずれかに該当する方は、副食費が免除されます。

●年収360万円未満相当世帯のお子さん

- 1号認定のおさんは、市民税所得割額合算 77,101 円未満（D5 階層の一部）。
- 2号認定のおさんは、ひとり親世帯等の要保護世帯は、市民税所得割額合算 77,101 円未満（D5 階層の一部）。
要保護世帯でない場合は、57,700 円未満（D4 階層の一部）

●所得階層に関わらず、第3子以降のお子さん

認可保育所、学校教育法第1条の幼稚園、認定こども園、地域型保育事業、企業主導型保育事業、特別支援学校幼稚部、居宅訪問型児童発達支援、児童心理治療施設、児童発達支援及び医療型児童発達支援に在籍している就学前のきょうだい（1号認定のおさんは小学3年生まで該当）を上から順に数えます。

※ 0～2歳児クラスに在園している方の副食費は、月額の保育料に含まれています。

◆子育てのための施設等利用給付認定

幼稚園（私学助成園）の保育料や、幼稚園・認定こども園で実施する預かり保育、認可外保育施設等（認可外保育施設・一時預かり・ファミリーサポートセンター・病児病後児保育）の利用料が無償化の対象となるために必要な認定です。

◇子育てのための施設等利用給付認定における認定区分

認定区分	対象	保育の必要性	利用施設
1号認定※	満3歳以上	不要	幼稚園（私学助成園）、特別支援学校等
2号認定	3～5歳クラスのお子さん	必要	幼稚園・認定こども園の預かり保育、認可外保育施設等
3号認定	0～2歳クラスのお子さん 市民税非課税世帯	必要	幼稚園・認定こども園の預かり保育、認可外保育施設等

※1号認定は、利用施設を経由して手続を行う必要がありますので、施設にご相談ください。

◇申請が必要な方

施設利用料の無償化を希望される方で、保育の必要性（P.1～2参照）があり、下記の①・②のいずれかに該当する方は、「子育てのための施設等利用給付認定」を申請する必要があります。

なお、申請日より遡っての認定はできませんので、必ず施設の利用開始前に申請を行ってください。

①幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）の預かり保育を利用している（予定を含む）方

（満3歳の市民税非課税世帯の方を含む）

②認可外保育施設等※を利用している（予定を含む）方

（3～5歳クラスの方、または0～2歳クラスで市民税非課税世帯の方）

※認可外保育施設、一時預かり、ファミリーサポートセンター(送迎のみの利用を除く)、病児病後児保育



施設利用開始前に手続きが必要です



申請書類はこちらからダウンロードできます

保育所等の入所申請をして「教育・保育給付2号・3号認定」を取得したお子さんで、上記の「子育てのための施設等利用給付2号・3号認定（※以下、施設等利用給付2号・3号認定）」が必要な方はお申し出ください。すでに取得している「教育・保育給付2号・3号認定」を「施設等利用給付2号・3号認定」とみなし、あらためて通知します。

ただし、「教育・保育給付2号・3号認定」を受けて、おおむね半年程度経過している場合には、現在の状況を確認するために施設等利用給付認定申請書（保育の必要性がわかる書類含む）の提出を求めることがあります。

「施設等利用認定2号・3号認定」による利用でも、保育所等と同様の長時間の預かりが可能となりますので、幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）・認可外保育施設等のご利用も、ぜひご検討ください。

◆認可外保育施設利用者助成制度

※翌年度以降、制度が変更になる場合がありますので、利用予定のある方は保育課までご相談ください。

◇補助対象となる方（下記の条件すべてに該当する方）

☑市内に居住している。

☑市内の認可保育所等への入所を希望し、申込みしているものの、入所ができず入所待機となっている。

- ・市内の認可保育所等の入所審査の対象となっていること。（認可保育所等の申請が期限切れとなって入所審査対象から除かれている月、入所意思の選択において「待機してもよい」を選択している場合、認可保育所等の内定を辞退した月、求職中及び育児休業中は補助対象外）
- ・湘南ライフタウン堤地区（堤1～110番地）にお住まいで、藤沢市の認可保育所等を待機している方は対象となる場合があります。

☑保育の必要性事由（P.1参照）のいずれかに該当している（求職中・育児休業中は除く）

- ・認可保育所等に準じた基準になります。（時間的要件を満たしていない月は補助対象外）

☑認可外保育施設と月極契約をしている。（茅ヶ崎市以外の認可外保育施設でも対象）

- ・一時預かり、事業所内保育（従業員枠）、院内保育園、幼稚園類似施設（届出対象施設の幼稚園を含む）、企業主導型保育（地域枠・企業枠）は補助対象外

☑認可外保育施設の保育料を滞りなく納付している。

☑0歳児から2歳児クラスまでの市民税課税世帯。（幼児教育・保育の無償化対象者と重複しない）

- ・**当該年度の4月1日時点で2歳までのお子さん。**

（4月2日以降に誕生日を迎え満3歳に達しても、その年度中は補助対象となります）

◇補助金額について

対象児童一人につき、認可外保育施設の利用料の月額と月額5,000円のいずれか少ない金額。

※認可外保育施設の利用料に給食費を含みます。

※認可外保育施設の利用料に延長料金は含みません。

◇申込みについて

令和5年度前期分（4～9月分）は令和5年11月30日（木）までに保育課窓口にお申込みください。

※郵送の場合は消印有効。

後期分については市ホームページ等でお知らせします。

認可保育所等への入所などで、年度の途中に認可外保育施設を退園された場合は、随時申請を受け付けます。

◇必要書類について ※必要書類①～③は保育課窓口で配布しているほか、市ホームページでダウンロード可。

①補助金交付申請書

②在籍証明書兼保育料納入済証明書（利用している認可外保育施設が記入）

③就労証明書、診断書等の保育の必要性を証明するもの（必要に応じて提出を依頼します）

保育所等に入園したら



在園中の提出書類は
こちらからダウンロード可

◆保育所等に在園中のルールについて

預けていいのはどんなとき？

認定された保育の必要性事由によりご自宅等で保育ができないときにお子さんを保育します。仕事が休みの日などは、原則、預けることはできません。

※みなさまが保育所を利用する時間に合わせて、保育士の配置調整を行っています。保育課で認定している理由以外で保育が必要になった場合は、保育所にご相談ください。

入所継続するための要件は？

月 64 時間以上の就労等、保育の必要性事由があることが要件です。

※就労が事由の場合、契約時間（休憩含む）で判断します。

※就学・看護・介護など他の事由の場合も同様です。

要件を満たせない場合は、原則退園となります。

時間が短くなった、就労先が変わった、求職活動をするなどの変更は早めに保育課までご相談ください。

仕事を転職・退職することになった

審査時点から就労状況に変更があり、審査の公平性が保てないと判断されると退園となる場合があります。また、保育の預かり時間や保育料などが変更になる場合があります。

転職の際は新しい就労先の「就労証明書」を提出してください。求職活動、開業準備に入る際には「求職活動誓約書兼起業準備状況申告書」をご提出ください。

出産予定・育休取得予定がある

出産することになった場合は「出産連絡票」を提出してください。

出産後に、復職する、または育児休業を取得中も入所継続を希望するなど、状況に応じて必要な手続きが異なります。（P.37参照）

入所審査においても、出産予定がある場合、後日出産予定が分かった場合は「出産連絡票」をご提出ください。

一緒に暮らす人が変わった

一緒に暮らしている人は、保育料の金額や副食費の免除の判定にかかわる場合があります。

変更があった時期によっては、認定内容等をさかのぼり、決定する場合があります。世帯構成に変更がある場合は「世帯変更届」を提出してください。婚姻・離婚をされる場合は他にもご提出いただきたい書類があるのでご連絡ください。

「いつもと違う」ときは報・連・相

報告！お子さんの様子がいつもと違うとき

保護者の方が「いつもと違う」と感じたら、登園時に必ずお知らせください。

お子さんの体調不良等により、お迎えをお願いする場合がありますので、連絡が取れるようにしてください。

連絡！送迎する方・時間がいつもと違うとき

なるべく早めに、前もってご連絡ください。

連絡がなく、送迎時間や送迎者がいつもと違う場合、送迎者の確認や、1日の保育内容の調整、帰りの身支度等の準備などに時間がかかってしまいます。

相談！保育の必要性事由が変わったとき

なるべく早めに園や保育課までご相談ください。

保育料変更などのお知らせが遅れてしまうことや、保育の必要性がなくなった場合は退園となることもあります。

お子さんの送迎時のマナー

他の利用者や近隣の方のご迷惑にならないよう、自転車や自動車は所定の場所に停めてください。

なお、駐車場のない保育園の場合は、自動車での送迎はご遠慮ください。

※地域の方より、送迎時等の利用者のマナーについてご意見をいただくことがあります。交通ルール等を守って施設をご利用ください。

◆育児休業に伴う入所継続制度について

育児休業中は、基本的に保護者の方が育児のため家庭で過ごしているため、保育の必要性がありません。そのため在園児は原則退園となります。

しかし、在園児童の環境に配慮し、児童福祉の観点から必要があると認める場合に、育児休業の対象となっているお子さん（生まれたお子さん）が1歳になる日の月末まで継続入所を認めています。

なお、育児休業の対象となっているお子さんが保育所等の入所を申請したが、やむを得ず待機となり、育児休業を延長することとなった場合には、2歳になる日の月末まで継続入所が可能となります。

出産予定が分かったら、必ず【⑨－1 出産連絡票（教育・保育給付認定用）】をご提出ください。

なお、出産日の8週間後の翌日を含む月の翌月1日から、短時間認定に変更となります。

◇入所継続のための提出書類

- (1) 出産予定が分かったら→⑨－1 出産連絡票（教育・保育給付認定用）
- (2) お子さんが生まれたら→世帯変更届
- (3) 育児休業を取得する→育児休業に伴う保育所等入所継続届 および ③就労証明書
- (4) 生まれたお子さんが1歳になる→保育所申請書類一式
- (5) 育児休業から復職する→復職証明書



- 「育児休業給付金の延長」と「育児休業中の入所継続の延長」のために申込みが必要な時期は異なります。育児休業給付金については、就労先またはハローワークにご確認ください。
- 申込みを取下げた場合、育児休業に伴う保育所等入所継続制度を利用しているきょうだいは退園となりますので、ご注意ください。

◇地域型保育事業（小規模保育事業・事業所内保育事業（地域枠）・家庭的保育事業）に在園する方

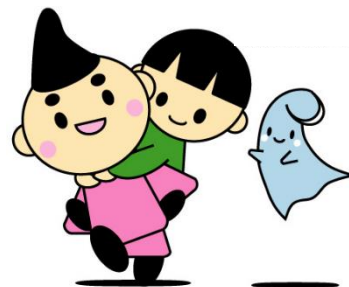
○卒園後に連携園を希望する

連携入所後も「育児休業中の在園児の継続入所」が可能となります。

○連携園が設定されていない・卒園後連携園を希望しない

3歳児クラス以降も保育を希望する場合、翌年4月の入所申込みが必要です。

切れ目なく4月に認可保育所等に入所となった場合は「育児休業中の在園児の継続入所」が可能となります。



休日等保育・一時預かり・病後児保育について

◆休日等保育

保育所等は通常平日（土曜日を含みます）の利用となりますが、次の利用条件をいずれも満たすお子さんは休日等（日曜日、祝日及び年末）においても保育所等が利用できます。茅ヶ崎市は一時預かり事業として休日等保育を実施しています。なお、休日等保育については年度毎の登録、書類提出が必要となります。

◇利用できる条件

- ・茅ヶ崎市内の保育所等に在園していること。
- ・休日等において保護者の就労等により保育の必要性があること。
- ・休日等保育の利用月において満6か月以上の就学前児童であること。
- ・健康で集団生活ができること。
- ・慣らし保育が終了していること。

茅ヶ崎市 休日等保育

検索

◇利用方法について

初めて利用される方は、利用日の5日前までに事前登録が必要ですので申込書一式を保育課窓口までご提出ください。登録後に利用申込が可能となります。利用申込書を利用日の3日前までに市役所保育課までご提出ください。

◇利用当日について

初めて利用される方はアレルギー等を把握するため、当日15分前に休日保育実施施設に登園しお子さんの様子を詳しく伝えていただくようにお願いします。お子さんの体調などによっては、当日であっても利用をお断りすることがあります。

◇0歳児の預かりについて

離乳が終了していない場合はミルク、離乳食を**必ず多めに持参してください。**

◇実施施設・利用料金等について

実施施設	鶴が台保育園 (利用者が多く、鶴が台保育園のみで対応できない場合、浜見平保育園においても実施)
利用日	日曜日、祝日、年末(12月29日、30日)
利用時間	7時から19時
手続き方法	保育課に問い合わせまたは市ホームページをご覧ください。
保護者負担金	児童 一人につき日額3,500円 (利用日当日、実施園に現金にてお支払いください。)
昼食	各自、弁当及び水筒※を持参してください。 ※保育中不足のないよう十分な水分量をお願いします。 ※夏期は特に消費量が多いので多めに持参するよう心がけてください。

◆一時預かり

一時的に保育が必要となる場合にお子さんをお預かりします。受入月齢を満たしていれば、市内認可保育所等に在園していなくても利用可能です。

一時預かり保育は一部の保育所等で実施しています。P.7~14 施設一覧の「一時預かり」の欄をご覧ください。

利用するには、実施施設での事前登録が必要です。

登録方法や利用料金等は実施施設にお問い合わせください。



一時預かりに関する情報は
こちらから確認できます

◆病後児保育

病気の回復期にあるお子さんを、集団保育や家庭での保育が困難な期間に、看護師及び保育士が専用スペースで一時的にお預かりします。

実施場所	中海岸保育園	住所	茅ヶ崎市中海岸 1-2-42
		電話	0467-55-9526 (病後児保育専用ダイヤル)
対象児童	①市内在住の満6か月～小学校3年生 ②市外在住で市内認可保育所等に在園するお子さん		
利用時間	月曜日～金曜日 8時から18時 (祝日・年末年始を除く) ※お迎えは17時45分まで (お子さんの様子等をお伝えするため、時間に余裕を持ってお越しください)		
利用期間	1回の利用につき原則7日間まで		
利用料金	1日2,000円 ※生活保護世帯及び市県民税非課税世帯は減免制度があります。 給食・おやつ代は別途(450円) 認可保育所等に在園していないお子さんの利用料金は、幼児教育・保育の無償化の対象となる場合があります。 詳細はP.29、P.34を参照してください。		
利用方法	①事前登録	1. 中海岸保育園で登録をします。来園時は、事前にお電話でご予約ください。 ※登録前に「案内パンフレット」及び「ご利用にあたっての重要事項」(市ホームページ「病後児保育」掲載)を必ずご確認ください。 2. 予約日時にお越しください。利用に関する説明を行います。(所要時間1時間程度) 必要書類(下記参照)の提出をお願いします。	
	②利用予約	・お電話でご予約ください。(受付時間 8時～18時) ・予約は利用希望日の2日前から可能です。	
	③受診	・かかりつけ医の診察を受け「医師連絡票」の記入を依頼してください。 ※医師連絡票はご自身でかかりつけ医にお持ちくださるようお願いいたします。	
	④利用当日	・必要書類(下記参照)と持ち物(「案内パンフレット」参照)を揃えてお越しください。 ・キャンセルする場合は、なるべく早めにお電話でご連絡ください。	
必要書類	①登録	・登録届	
	②利用予約	・無し	
	③受診	・医師連絡票 ※保険診療の自己負担(就学前500円、就学後750円)があります。ただし、「小児医療証」や「親福祉医療証」など医療費助成制度に基づく医療証を交付されているお子さんは、自己負担はありません。 ※医師連絡票の記入が保険診療となるのは月1回のみです。ご注意ください。	
	④利用当日	・医師連絡票(医師が記入済みのもの) ・利用申請書 ・個人記録	
その他	1. 利用可能な疾患など、詳細は中海岸保育園へお問い合わせください。 2. 定員に達している場合やお子さんの症状によっては、お預かりできない場合もあります。 あらかじめご了承ください。		

茅ヶ崎市 病後児保育

検索



必要書類は市HPにて
【病後児保育】で検索

保育所等入園申込みのご相談

◆保育園について聞きたい

「保育園と幼稚園の違いはなに?」「まずなにをしたらいいの?」「どうしたら保育園に入れるの?」「保育園に入りたいけど、まずなにから始めたらいいのかわからない・・・」このようなときは、窓口に来庁または電話で相談することができます。お気軽にお問い合わせください。

来庁の場合は地図を見たり、しおりを一緒に見ながらご説明させていただきます。お電話の場合は、お手元に保育所等のしおりをご用意いただいた上でお話をさせていただくと分かりやすいです。



◆保育コンシェルジュに相談がしたい

保育課には保育コンシェルジュという保育サービス全般に関する相談員がいます。

お子さんの預け先や子育てに関する保護者の相談を受けながら、認可保育所のほか、認可外保育施設や一時預かり事業など、それぞれのご家庭のニーズにあった保育サービスの情報提供や相談などを行います。

お気軽にご相談ください。

保育コンシェルジュが不在の場合もありますので、ご相談の事前予約をおすすめします。

コンシェルジュではなく、窓口職員やケースワーカーに相談したい場合は、いつでも来庁・電話相談可能です。

※ 4月1次入所申請の時期や例月の締切日前は非常に込み合いますので、お早めにご相談ください。



保育所等の見学について

「どんな施設?」「どんな先生?」「どんな保育内容?」知りたいことがたくさんあると思います。

保育所等の入所申請をする前に、施設の見学を行い、お子さん、ご家庭にあった施設を希望してください。

入所した後、「こんなはずじゃなかった!」を防ぐためにも、ぜひ見学を行ってください。家庭的保育事業や一部の施設では見学必須としています。

見学を希望する場合は、各施設に直接電話連絡をして日程調整をしてください。なるべく短時間で済むように、事前にホームページなどで予習をしておきましょう。質問事項をまとめておくとスムーズです。





保育園見学チェックリスト

チェックリストを参考に保育園を見学してみよう!



保育園について

- 保育園から自宅、勤務先の距離・所要時間
- 雨の日の送迎方法・所要時間
- 送迎時の道のり（坂道や車通り等）
- 自転車やベビーカーを置く場所
- 車送迎の可否
- ロッカーに荷物は入れられるか（抱っこ紐等、送迎後に持ち歩けないもの）

保育の様子・特色

- おむつは持ち込みか、サブスクか
- 保育園の方針・目標に掲げていること
- 園ならではの特色（語学・自然・体操・知育・音楽 等）
- 保育士さんの対応や印象
- ケガや体調不良の際の対応方法
- 公園、お散歩の場所や頻度

保育の預かり時間

- 預けられる延長最大時間
- 延長保育は月額か日額か
- 延長保育の申請方法（事前予約か等）

給食について

- アレルギー対応はしているか（除去・代替・使用しない等）
- おやつはどのようなものを出しているか（乳幼児期で注意したい物等）
- 食育についての考え方
- 調理室の場所

用意するもの

- 日々の持ち物の量（おむつ、お布団グッズ、手ふきタオル・食器）

その他

- 平日・土日の行事の有無
- 副食費・主食費（3歳児クラス～）
- 季節ごと、宗教上等の行事の数
- 服薬の対応（市販薬、処方）
- 保育料以外にかかる費用

安全で安心した保育のために 園の先生も知っておきたい！

- ★ 離乳食の進み具合
- ★ お子さんの性格
- ★ 日常生活上の遊びや家庭保育のようす
- ★ 日頃の行動や性格で気になっていること
- ★ 送迎時間や方法、利用時間

見学時に園で聞かれることもあるよ！



希望園は6園まで選べます。
無理なく通えて、
お子さんと家族に合った園を
探してみましょう





ホームページ

保育方針や園の様子を見てみよう！
園の雰囲気はどんなかな・・・

気になる園があったらまずはホームページを確認！

ホームページに掲載されている内容や画像から、園の雰囲気を見ることができます。実際に、園の見学に行くことで、施設や園の雰囲気を感じることもでき、具体的な検討材料に！特に、園によって対応の異なる、「離乳食の進み具合やアレルギー、薬の服薬」については、見学時などに園に相談できるよう、お子さんの様子を見学前に整理しておくともスムーズです。

離乳食の進み

食べられないもの、食べたことのないもの
園での対応はどんなかな・・・



除去食？代替食？園での対応はさまざま！

食べられないものを取り除いた「除去食」で対応している園も多いですが、除去した食材の代わりとなる食材を使用した代替食の提供や、アレルギー患者の数が多く乳や卵を使用しない献立を作成している園もあります。アレルギー物質によって対応が難しい園もあります。アレルギー対応可能か必ず確認をとりましょう。



からだのようす

家庭保育と集団保育は違いがたくさん。
どのくらい気にかけてもらえそうかな・・・

配慮してほしいことは対応してもらえるか確認しておくベスト

預け先の保育園は、お子さんの「日常生活」となる場所です。自宅で過ごしてきた環境とは大きく異なる集団生活。からだのようす、食物以外のアレルギーなど、気にかけてほしいことは、園でどの程度対応してもらえるか、見学前に整理しておくともスムーズです。



くすりの管理

子どもに飲ませてほしいくすりがある！
どこまでお願いできるのかな・・・

日中に処方が必要なくすりがある時は、園への確認を！

医師の処方が出されたおくすりのみ預かり対応できる園、誤った服薬になってしまわないようリスク管理のために原則は対応していない園、原則は対応はしていないが必要な時は状況に合わせて相談のできる園。園によってくすりの考え方はさまざまです。
日中に処方が必要なくすりがある場合は、どのように対応してもらえるか確認しておきましょう。



園への送迎

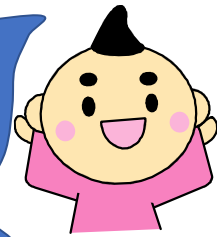
保育園へのルートや送迎手段は必ず確認！

保育園が決まったら、決められた時間内に送迎しなければなりません。**特に車送迎禁止の園、駐車場のない園、歩いて行ける園、バスに乗って行ける園、職場からの送迎ルート、きょうだい別園の場合の送迎ルート等も合わせて見学時に確認してみましょう。**





保育所等の 適正利用にご協力ください



○●ご家族でお子様と一緒に過ごす時間を大切にしましょう●○

保育所等は、保護者が就労や疾病などによりご家庭での保育が困難なお子様を保護者の方に代わりお預かりする場所です。ご家庭で保育ができる時は、ご家族でお子様と一緒に過ごしましょう。

家族で会話をしたり、スキンシップをとったりすることで、家庭での基本的なコミュニケーションや生活習慣が身につき、お子様の心や情緒が安定することにつながります。

※3歳児クラス以降については、お休みの日はご家庭での保育を基本とした上で、集団生活を通して人間関係の基礎となる社会性を育む観点から日中の時間帯（概ね平日9時～16時）の利用はお子様の体調や情緒を考慮した上で、保育所等とご相談していただいても構いません。

保育所等は、認定された保育要件以外の事由で利用することは原則できません。
また、保育必要量（標準時間11時間・短時間8時間）は最大時間であり、
実際に利用できる時間は保育が必要な時間のみです。

つきましては、保育所等の利用にあたり、以下の点をご確認ください。

◇就労要件の方◇

休憩時間、通勤時間を考慮した就労時間が保育所等を利用できる時間となります。

●お仕事がお休みの日について

→保護者のうち1人でもお休みの場合は原則として家庭保育となります。

●保護者の出退勤時間に差がある場合

→出勤が遅い方がお子様を送り、退勤が早い方がお迎えにきてください。

◇求職活動中の方◇

求職に伴う外出がない日は、ご家庭でお子様と一緒に過ごしましょう。



●お子様の送迎時のマナーについて

他の利用者や近隣の方のご迷惑にならないよう、自転車や自動車は所定の場所に停めてください。なお、駐車場がない場合は自動車での送迎はご遠慮ください。

※地域の方より、送迎時のマナーについてご意見をいただくことがあります。

交通ルール等を守ってご利用ください。



保育所等のご利用について、お困りのことやお悩みのことがありましたら、お気軽にご相談ください。

問合せ先

茅ヶ崎市こども育成部 保育課
(認定給付担当)

住所 〒253-8686
茅ヶ崎市茅ヶ崎 1-1-1

電話 0467-81-7172 (直通)

発行 令和5年9月11日